

労災保険の業種区分に係る検討会 開催要綱

1. 検討会の趣旨・目的

労災保険制度の適用事業場数は 279 万事業場、適用労働者数は 5,748 万人となっている。保険料率たる労災保険率は、適用事業場を 54 に区分した事業の種類（以下「業種」という。）ごとに、それぞれ災害率等に応じて設定し、3 年毎に改定している。

業種区分は、産業構造や労働災害発生状況等の変化を勘案して随時見直しており、最近では平成 18 年度労災保険率改定において「その他の各種事業」から「通信業、放送業、新聞業又は出版業」、「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」、「金融業、保険業又は不動産業」を分割し、平成 27 年度労災保険率改定においては「たばこ等製造業」を「食料品製造業」に統合している。

労災保険制度には、事業主の保険料負担の公平性を確保するとともに、労働災害防止インセンティブを有効に機能させる仕組みとして、財政方式やメリット制が設けられているが、業種別労災保険率設定も同様の機能を果たすものである。現在の業種区分の中には「その他の各種事業」のように、事業場数が 92 万事業場、労働者数が 2,100 万人と、全体の 3 割以上を占める大きな保険集団も存在しており、その観点から、業種区分の検討が必要と考えられる。

そこで平成 33 年度の労災保険率改定に向けて、業種区分の見直し案を作成することを目的として、社会保障、保険数理等の外部有識者による検討会を開催する。

2. 検討会の検討課題

- (1) 「その他の各種事業」における業種の区分について
- (2) その他

3. 検討会の運営

- (1) 本検討会は、厚生労働省大臣官房審議官（労災、賃金担当）が別紙の学識経験者及び実務経験者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、参集者の互選により選出する。
- (3) 本検討会においては、必要に応じ、別紙の参集者以外の学識経験者及び実務経験者等の出席を求めることができる。
- (4) 本検討会の議事については、別に本検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (5) 本要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、本検討会において定める。
- (6) 本検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局労災管理課において行う。

労災保険の業種区分に係る検討会 参集者

おかむら 岡村	くにかず 国和	獨協大学経済学部教授
かたよせ 片寄	いくお 郁夫	株式会社りそな銀行年金業務部 主席数理役（アクチュアリー）
こにし 小西	やすゆき 康之	明治大学法学部教授
さかい 酒井	ただし 正	法政大学経済学部教授
なかます 中益	ようこ 陽子	亜細亜大学法学部准教授
はなおか 花岡	ちえ 智恵	東洋大学経済学部准教授
みながわ 皆川	あつや 農弥	東京海上日動火災保険株式会社企業商品業務部 保有企画グループ担当課長（アクチュアリー）
もりと 森戸	ひでゆき 英幸	慶應義塾大学大学院法務研究科教授

（五十音順）

労働者災害補償保険制度

背景・趣旨

- 労災保険は、労働者の業務災害及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としているもの。
- 労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしているもの。

概要・仕組み

- 労働者災害補償保険法により、労働者を使用するすべての事業に適用。
- 費用は、原則として事業主の負担する保険料によって賄われ、労働保険特別会計労災勘定によって経理。

〔主な保険給付〕

- 療養補償給付・・・必要な療養を給付
- 休業補償給付・・・休業1日につき給付基礎日額(※)の60%を支給
- 障害補償給付・・・障害が残った場合に年金又は一時金を支給
- 遺族補償給付・・・遺族に対し年金又は一時金を支給

※給付基礎日額・・・原則として、給付事由発生日以前の直近3か月の平均賃金

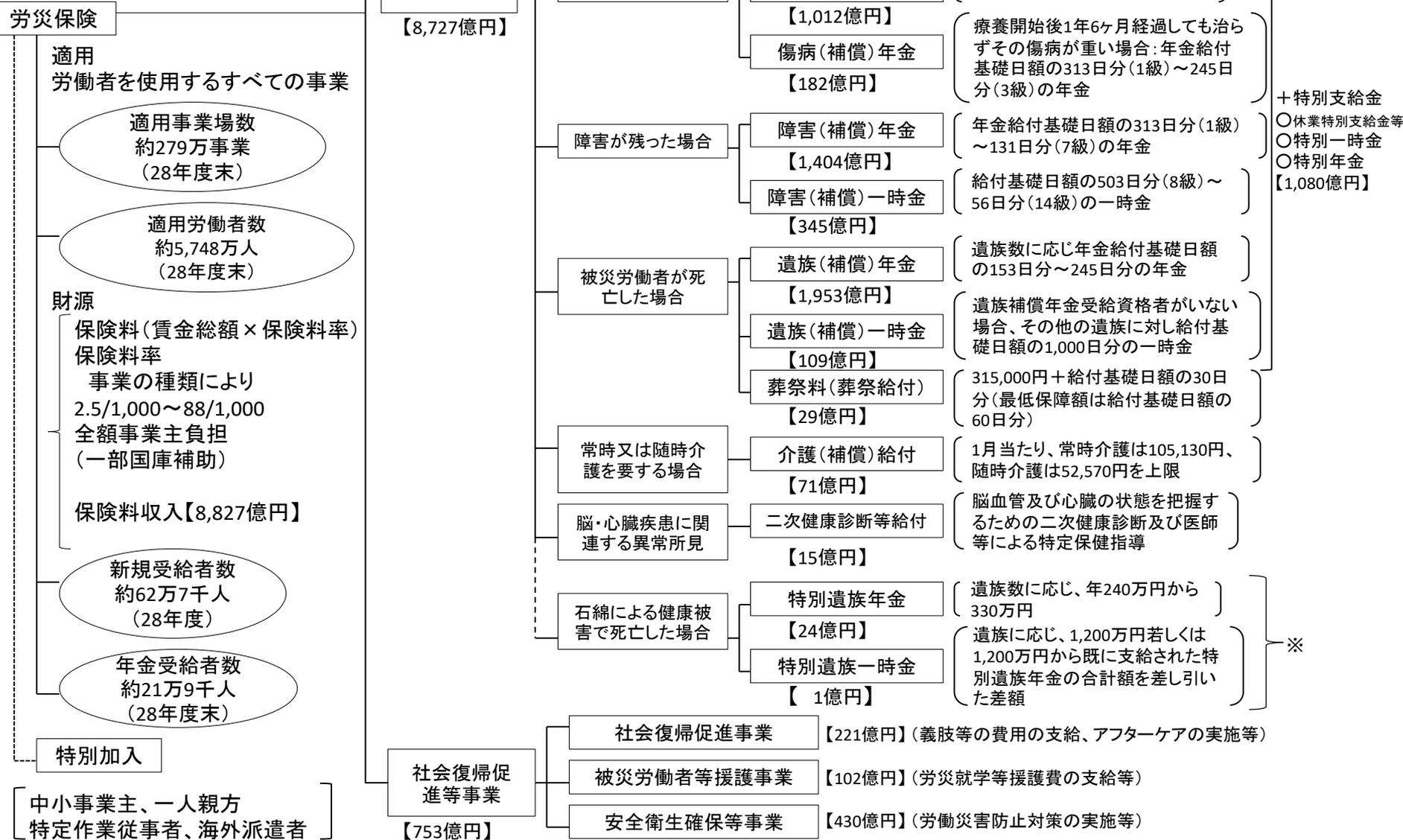
〔社会復帰促進等事業の概要〕

- 社会復帰促進事業・・・特定疾病アフターケアの実施、義肢・車いす等の支給等
- 被災労働者等援護事業・・・被災労働者の遺児等への労災就学等援護費の支給等
- 安全衛生確保等事業・・・アスベスト等による健康障害防止対策、過重労働・メンタルヘルス対策
倒産した企業の労働者のための未払賃金の立替払事業等

基本データ

- | | | | |
|---------|--------------------|------------|-------------------|
| ○適用事業場数 | 約279万事業場（平成28年度末） | ○適用労働者数 | 約5,748万人（平成28年度末） |
| ○新規受給者数 | 626,526人（平成28年度） | ○年金受給者数 | 218,579人（平成28年度末） |
| ○保険料収入 | 8,528億円（平成28年度） | ○保険料収納率 | 98.3%（平成28年度） |
| ○保険給付等 | 8,727億円（平成30年度予算額） | ○社会復帰促進等事業 | 753億円（平成30年度予算額） |

○労働者災害補償保険制度の概要 (平成30年度予算額)



・給付基礎日額とは、原則として被災前直前3ヶ月間の賃金総額をその期間の暦日数で除した額(最低保障額3,920円)である。
 ・年金給付及び長期(1年6ヶ月経過)療養者の休業補償給付に係る給付基礎日額については、年齢階層ごとに最低・最高限度額が設定されている。
 ・個々の事業の労災保険の収支に応じて、保険率(保険料の額)を増減させるメリット制あり(継続事業及び有期事業(一括有期事業を含む)である建設の事業 ±40%、有期事業(一括有期事業を含む)である立木の伐採の事業 ±35%)

※「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づくもの。

労災保険経済概況

(単位:億円)

区 分	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (決算)	28年度 (決算)
① 収 入	11,166	11,492	12,239	12,200	12,237
うち 保 険 料 収 納 額	7,447	7,923	8,668	8,632	8,717
うち 利 子 収 入	1,337	1,322	1,319	1,320	1,305
うち 前年度より受入(支払備金等)	1,965	1,978	1,969	2,019	1,981
② 支 出	12,181	11,926	11,967	11,864	11,914
うち 保 険 給 付 費 等	8,616	8,469	8,524	8,377	8,312
うち 社 会 復 帰 促 進 等 事 業 費	621	648	570	591	607
うち 翌年度への繰越額(支払備金等)	1,978	1,969	2,019	1,981	1,980
決 算 上 の 収 支	△ 1,015	△ 434	272	336	323
積 立 金 累 計 額	78,442	78,008	78,280	78,616	78,938

- 注) 1 労災保険の積立金は、既裁定の労災年金受給者への将来の年金給付費用に充てる原資となる確定的な債務(責任準備金)として積み立てているものである。
(年金受給者数:218,579人(平成28年度))
- 2 収入には、事業主が負担する労災保険料のほか、積立金等の運用収入、支払備金等の前年度からの受入金等が含まれている。
- 3 支出には、保険給付費等の当年度歳出額のほか、翌年度へ繰越される支払備金等が含まれている。
- 4 計数はそれぞれ四捨五入によっているため、端数においては合計と一致していないものがある。

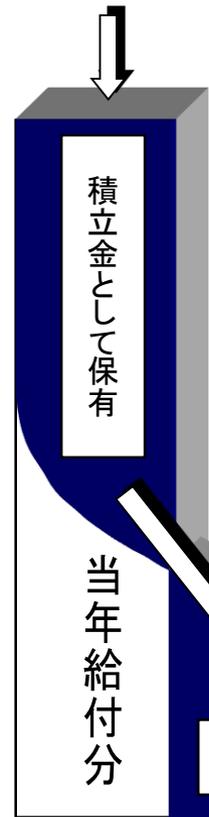
労災保険率設定の基本的考え方

- 労災保険率は、労働保険徴収法等の規定に基づき、事業の種類ごとに設定。
 労災保険率は、事業の種類ごとに、過去3年間の保険給付等に基づき算定した保険給付に要する費用の予想額を基礎とし、過去3年間の災害率等、社会復帰促進等事業及び事務の執行に要する費用の予想額その他の事情を考慮し定めると規定されている（徴収法第12条第2項、徴収令第2条）。
 この規定に基づいて、平成17年3月25日に策定された「労災保険率の設定に関する基本方針」に従って設定。
- 労災保険率の改定は、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会での検討を経て決定。
- 労災保険率の要素

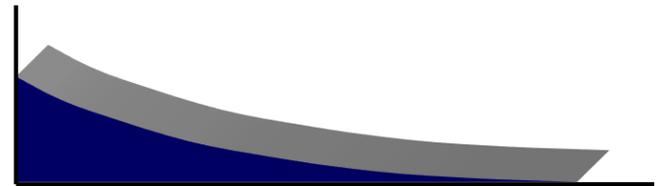
労 災 保 險 率	業 務 災 害 分	短期給付分…療養補償給付、休業補償給付等 純賦課方式（事業の種類により異なる料率） 一定期間（3年間）の収入と支出が均衡するように算定
		長期給付分…年金たる保険給付等 充足賦課方式（事業の種類により異なる料率） 労災事故の責任は労災事故発生時点の事業主集団が負うべきであるという観点から、災害発生時点の事業主集団から将来にわたる年金給付に要する費用を全額徴収する考えで算定し、将来給付分は、積立金として保有
	非業務災害分（通勤災害及び二次健康診断等給付分）	（全業種一律）
	社会復帰促進等事業及び事務の執行に要する費用分	（全業種一律）
	年金積立調整費用（積立金の過不足を調整する部分）	（全業種一律）

労災保険の積立金と保険料収入の関係

保険料収入



=



- ・1年間の収入(保険料)
- ・積立金からの利子収入を次年度以降の給付に充当

1年間に裁定された新規年金受給者全員の将来給付総額

支出

次年度以降給付

1年

経過年数

労災保険率の設定に関する基本方針

平成 17 年 3 月 25 日制定

労災保険率は、将来にわたる労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるように設定することとされ、おおむね 3 年ごとに公労使三者から構成される審議会での審議を経た上で改定を行っている。

平成 16 年 3 月 19 日に「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」が閣議決定され、その中で「事業主の労働災害防止へのインセンティブをより高めるとの観点も踏まえ、業種別の保険料率の設定について、業種ごとに異なる災害リスクも踏まえ、専門的な見地から検討し、早急に結論を得る。」とされたところであり、これを受けて、厚生労働省においては学識経験者による労災保険率の設定について総合的な検討を行った。

今般、その検討結果を踏まえ、労災保険率の設定に関する基本方針を定め、今後、この基本方針に基づき、労災保険率の設定を行うこととし、これによって、労災保険率の設定手続の透明化を図ることとする。

1 業種別の設定

労災保険率は、業種別に設定する。

労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の種類類似性のある業種グループ等に着眼して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することとする。

その際には、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等について斟酌しつつ、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等をも勘案する。

2 改定の頻度

労災保険率は、原則として 3 年ごとに改定する。

3 算定

労災保険率は、次に掲げる方式により算定する。

(1) 算定の方法

イ 算定の基礎

算定の基礎は、過去 3 年間の保険給付実績等に基づいて算定する料率設定期間における保険給付費等に要する費用の予想額とする。

ロ 業種別の料率に係る基本的な算定方式

業務災害分の料率については、短期給付分、長期給付分に分けて、各々、次の方式により算定する。

(イ) 短期給付分(療養補償給付、休業補償給付等)

短期給付分については、3年間の収支が均衡する方式（「純賦課方式」）により算定する。

(ロ) 長期給付分（年金たる保険給付等）

長期給付分については、災害発生時点の事業主集団から、将来給付分も含め年金給付等に要する費用を全額徴収する方式（「充足賦課方式」）により算定する。

ハ 全業種一律賦課方式

給付等に要する費用のうち、以下に掲げる部分については、全業種一律賦課により算定する。

(イ) 業務災害分

- a 短期給付のうち、災害発生より3年を経ている給付分
- b 長期給付のうち、災害発生から7年を超えて支給開始される給付分
- c 過去債務分（既裁定年金受給者に係る将来給付費用の不足額）

(ロ) 非業務災害分等

非業務災害分（通勤災害分及び二次健康診断等給付分）、労働福祉事業及び事務の執行に要する費用分

(2) 激変緩和措置等

算定された数値が増加した場合に、これに対応して労災保険率が一挙に引き上がる業種の労災保険率については、必要に応じて一定の激変緩和措置を講ずる。

さらに、産業構造の変化に伴って事業場数、労働者数の激減が生じたため、保険の収支状況が著しく悪化している業種の労災保険率については、必要に応じて一定の上限を設ける。

これらの具体的な措置については、料率改定時において、過去3年間の数理計算も踏まえて設定する。

なお、激変緩和措置等を講ずることにより財政的な影響が出る場合には、その必要な所要額については、全業種一律賦課とする。

4 労災保険率改定の手続等

労災保険率は、労災保険率の改定に係る基礎資料を公開するとともに、これに基づく審議会での検討を経て決定する。

労災保険のメリット制

事業の種類※1 ごとに定められている労災保険率※2 を個別の事業場に適用する際、個別の事業場の災害の多寡に応じ、労災保険率又は保険料を増減することで、事業主の保険料負担の公平性の確保や、災害防止努力の促進を図るもの

※1 54業種
 ※2 2.5/1,000
 ~88/1,000

継続事業（期限のない事業。事務所や工場など）

1. 連続する3保険年度中の各保険年度において、次の要件のいずれかを満たす事業が対象

- ① 平均100人以上の労働者を使用する事業
- ② 平均20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって、以下の式を満たす事業

$$\frac{\text{労働者数} \times (\text{労災保険率} - \text{非業務災害率})}{\text{非業務災害率}} \geq 0.4$$

- ・ 労災保険率が10/1,000の業種については、43人以上
- ・ 労災保険率20/1,000の業種については、21人以上

※非業務災害率…通勤災害及び二次健康診断等給付に係る率(0.6/1,000)

有期事業（期限のある事業。建設工事現場、木材伐出業）

一括有期事業

（複数の工事現場等を一括）

1. 連続する保険年度中の各保険年度において確定保険料が

- ① 100万円以上
- 又は
- ② 40万円以上100万円未満の事業が対象

単独有期事業（工事現場等）

1. 次の要件のいずれかを満たす事業が対象

- ① 確定保険料が40万円以上の事業
- ② 請負金額が1億1千万円以上（建設）、素材生産量が1千立方メートル以上（木材伐出業）の事業

2. 事業終了後、3か月（又は9か月）を経過した時点において、収支率に応じて、±40%（木材伐出業は±35%）の範囲で労災保険料を増減

$$\text{収支率}(\%) = \frac{\text{事業終了から3か月(又は9か月)を経過した日以前までの保険給付等の額}}{\text{確定保険料額}} \times 100$$

3. 適用例

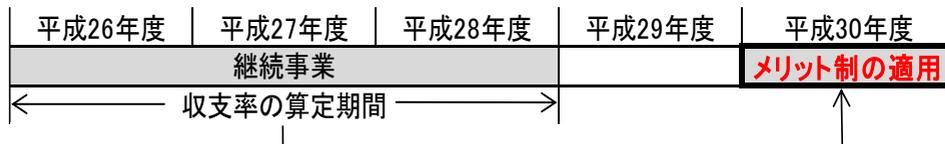


（継続事業・一括有期事業共通）

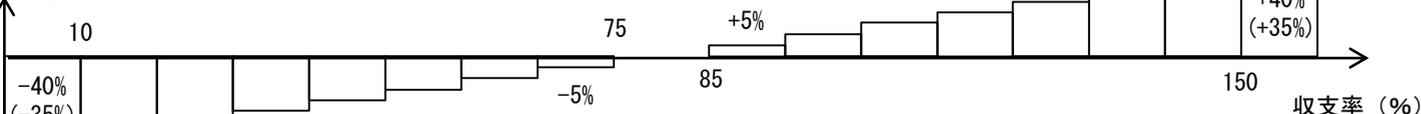
2. 連続する3保険年度の間における収支率に応じて、最大±40%（木材伐出業は±35%、一括有期事業の②の場合は±30%）の範囲で労災保険率を増減

$$\text{収支率}(\%) = \frac{\text{3年間の保険給付等の額}}{\text{3年間の保険料額}} \times 100$$

3. 適用例



メリット増減率 (%)



収支率に応じて、階段状に設定されているメリット増減率を適用

労災保険率について

労災保険率は54業種ごとに災害率等に応じて定め、3年に1度改定。最低2.5/1,000～最高88/1,000
 (例) 金融業、保険業又は不動産業 2.5/1,000 金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業 88/1,000

労災保険率(全業種平均)の推移

平成元年度	10.8/1,000
	↓
平成4年度	11.2/1,000
	↓
平成7年度	9.9/1,000
	↓
平成10年度	9.4/1,000
	↓
平成13年度	8.5/1,000
	↓
平成15年度	7.4/1,000
	↓
平成18年度	7.0/1,000
	↓
平成21年度	5.4/1,000
	↓
平成24年度	4.8/1,000
	↓
平成27年度	4.7/1,000
	↓
平成30年度	4.5/1,000

平成30年度の労災保険率を構成する要素		労災保険率 (単位:1/1,000)
業務災害分	短期給付分 療養補償給付 休業補償給付 等	2.22
	長期給付分 年金たる保険給付等 (将来給付分は積立金として保有)	1.18
非業務災害分		0.6
社会復帰促進等事業 及び 事務の執行に要する費用分		0.9
年金積立調整費用		▲0.4

※業務災害分は、全業種の平均値
 ※業務災害分以外は、全業種一律
 ※業務災害分で端数処理前の各業種の料率を平均していることから、上記の各料率の合計値は、端数処理後の平均とは一致しないことがある。

労 災 保 険 率 表

(平成30年4月1日改定)

(単位: 1/1,000)

事業の種類分類	業種番号	業 種	現行料率	平成27～29年度料率
林業	02又は03	林業	60	60
漁業	11	海面漁業	18	19
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	38
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	20
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5	3
	25	採石業	49	52
	26	その他の鉱業	26	26
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	62	79
	32	道路新設事業	11	11
	33	舗装工事業	9	9
	34	鉄道又は軌道新設事業	9	9.5
	35	建築事業	9.5	11
	38	既設建築物設備工事業	12	15
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6.5
	37	その他の建設事業	15	17
製造業	41	食料品製造業	6	6
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4	4.5
	44	木材又は木製品製造業	14	14
	45	パルプ又は紙製造業	6.5	7
	46	印刷又は製本業	3.5	3.5
	47	化学工業	4.5	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	6	5.5
	66	コンクリート製造業	13	13
	62	陶磁器製品製造業	18	19
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26	26
	50	金属精錬業	6.5	7
	51	非鉄金属精錬業	7	6.5
	52	金属材料品製造業	5.5	5.5
	53	鋳物業	16	18
	54	金属製品製造業又は金属加工業	10	10
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5
	55	めつき業	7	7
	56	機械器具製造業	5	5.5
	57	電気機械器具製造業	2.5	3
	58	輸送用機械器具製造業	4	4
	59	船舶製造又は修理業	23	23
60	計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5	
61	その他の製造業	6.5	6.5	
運輸業	71	交通運輸事業	4	4.5
	72	貨物取扱事業	9	9
	73	港湾貨物取扱事業	9	9
	74	港湾荷役業	13	13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13	12
	93	ビルメンテナンス業	5.5	5.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	7
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3.5
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5
	94	その他の各種事業	3	3
	90	船舶所有者の事業	47	49

労災保険の業種について

事業の種類
(徴収法施行規則第16条
及び別表第1)

事業の種類（54種類）。料率区分。
2桁の番号で定義されている。

労災保険率適用事業細目
(昭和47年労働省告示第16号)

事業の種類を細分化したもの（161種類）。
保険関係成立時に個々の事業に適用される。
4桁の番号で定義されている。

告示に規定している細目は、名称及び備考で構成
されており、細目のより詳細な内容は、労災保険
率適用基準（労働基準局長通達）に記載。

労災保険率適用事業細目表

(平成28年4月1日 改正)

事業の種類 の分類	事業の 種類の 番号	事業の種類	事業の種類 の細目	備 考
林 業	02 又は 03	林 業	A 木材伐出業 0201 伐木、造材、集材若しくは運材の事業又はこれらに付随する事業 B その他の林業 0301 植林若しくは造林の事業又はこれらに付随する事業 0302 竹の伐出業 0304 薪の切出製造若しくは木炭の製造又はこれらに付随する搬出の事業 0303 その他の各種林業	
漁 業	11	海面漁業((12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1101 海面において行う水産動物(貝類を除く。)の採捕の事業	
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1201 海面において定置網を用いて行う漁業 1202 海面において行う魚類の養殖の事業	
鉱 業	21	金属鉱業、非金属鉱業((23)石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業	2101 金属鉱業 金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛 ^{ろう} 鉱、蒼鉛 ^{そう} 鉱、すず鉱、アンチモニー ^ん 鉱、水銀 ^{びん} 鉱、亜鉛 ^あ 鉱、鉄 ^{てつ} 鉱、硫化鉄 ^{りゅう} 鉱、クローム ^{くろむ} 鉄 ^{てつ} 鉱、マンガン ^{まん} 鉱、タングステン ^{たん} 鉱、モリブデン ^も 鉱、砒 ^ひ 鉱、ニツケル ^に 鉱、コバルト ^こ 鉱、ウラン ^う 鉱又はトリウム ^と 鉱の鉱業 2102 非金属 ^ひ 鉱業 りん ^{りん} 鉱、黒鉛 ^{くろ} 、アスファルト、硫黄 ^{りゅう} 、石膏 ^こ 、重晶石 ^{じゅう} 、明ばん石 ^{めい} 、ほたる石 ^ほ 、石綿 ^い 、けい石 ^{けい} 、長石 ^{ちやう} 、ろう石 ^{ろう} 、滑石又は耐火粘土の鉱業 2103 無煙炭 ^む 鉱業	(2601)砂 ^さ 鉱業、(2602)石炭選別業及び(2603)亜炭 ^あ 鉱業(亜炭選別業を含む。)を除く。

			2104 れき青炭鉱業 2105 その他の石炭鉱業	
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	2301 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	
	24	原油又は天然ガス鉱業	2401 原油鉱業 2402 天然ガス鉱業又は圧縮天然ガス生産業	
	25	採石業	2501 花こう岩、せん緑岩、斑糲岩、かんらん岩、斑岩、玢岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、礫岩、砂岩、頁岩、粘板岩、ぎよう灰岩、片麻岩、蛇紋岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母又はひる石の採取業 2502 その他の岩石又は粘土(耐火粘土を除く。)等の採取業	(2604)砂利、砂等の採取業を除き、一貫して行う岩石又は粘土(耐火粘土を除く。)の破砕等の(4901)その他の窯業又は土石製品製造業を含む。
	26	その他の鉱業	2601 砂鉱業 2602 石炭選別業 2603 亜炭鉱業(亜炭選別業を含む。) 2604 砂利、砂等の採取業	
建設事業	31	水力発電施設、隧道等新設事業	3101 水力発電施設新設事業 水力発電施設の新設に関する建設事業及びこれに附帯して当該事業現場内において行われる事業(発電所又は変電所の家屋の建築事業、水力発電施設新設事業現場に至るまでの工事用資材の運送のための道路、鉄道又は軌道の建設事業、建設工事用機械以外の機械若しくは鉄管の組立て又はすえ付	

		<p>けの事業、送電線路の建設事業及び水力発電施設新設事業現場外における索道の建設事業を除く。)</p> <p>3102 高えん堤新設事業 基礎地盤から堤頂までの高さ20メートル以上のえん堤（フィルダムを除く。）の新設に関する建設事業及びこれに附帯して当該事業現場内において行われる事業（高えん堤新設事業現場に至るまでの工事用資材の運送のための道路、鉄道又は軌道の建設事業、建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業及び高えん堤新設事業現場外における索道の建設事業を除く。)</p> <p>3103 隧道新設事業 隧道の新設に関する建設事業、隧道の内面巻替の事業及びこれらに附帯して当該事業現場内において行われる事業（隧道新設事業の態様をもって行われる道路、鉄道、軌道、水路、煙道、建築物等の建設事業（推進工法による管の埋設の事業を除く。）を含み、内面巻立て後の隧道内において路面ほ装、砂利散布又は軌条の敷設を行う事業及び内面巻立て後の隧道内における建築物の建設事業を除く。)</p>	
32	道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業	(3103) 隧道新設事業及び(35) 建築事業を除く。
33	ほ装工事業	3301 道路、広場、プラットホーム等のほ装事業 3302 砂利散布の事業 3303 広場の展圧又は芝張りの事業	
34	鉄道又は軌道新設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。) 3401 開さく式地下鉄道の建設事業 3402 その他の鉄道又は軌道の建設事業	(3103) 隧道新設事業及び(35) 建築事業を除く。

建 築 事 業
 ((38) 既設建
 築物設備工事
 業を除く。)

次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設
 工事中機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業を除
 く。)

- 3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート
 造りの家屋の建設事業((3103) 隧道^{ずい}新設事業の態
 様をもつて行われるものを除く。)
- 3502 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家
 屋の建設事業
- 3503 橋りよう建設事業
 イ 一般橋りようの建設事業
 ロ 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンク
 リート造りの高架橋の建設事業
 ハ 跨線^こ道路橋の建設事業
 ニ さん橋の建設事業
- 3504 建築物の新設に伴う設備工事業 ((3507) 建築物の
 新設に伴う電気^{でんき}の設備工事業及び (3715) さく井
 事業を除く。)
 イ 電話の設備工事業
 ロ 給水、給湯等の設備工事業
 ハ 衛生、消火等の設備工事業
 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備
 工事業
 ホ 工作物の塗装工事業
 ヘ その他の設備工事業
- 3507 建築物の新設に伴う電気^{でんき}の設備工事業
- 3508 送電線路又は配電線路の建設（埋設を除く。）の事
 業
- 3505 工作物の解体（一部分を解体するもの又は当該工
 作物に使用されている資材の大部分を再度使用す
 ることを前提に解体するものに限る。）、移動、取
 りはずし又は撤去の事業
- 3506 その他の建築事業
 イ 野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若し
 くは鉄筋コンクリート造りのスタンドの建設事業
 ロ たい雪^{おお}覆い、雪止め^{さく}柵、落石^{おお}覆い、落石防止^{さく}柵
 等の建設事業
 ハ 鉄塔又は跨線^こ橋（跨線^こ道路橋を除く。）の建設事
 業
 ニ 煙突、煙道、風洞^{どう}等の建設事業((3103) 隧道^{ずい}新設
 事業の態様をもつて行われるものを除く。)

		ホ やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業 ヘ 門、塀、柵、庭園等の建設事業 ト 炉の建設事業 チ 通信線路又は鉄管の建設(埋設を除く。)の事業 リ 信号機の建設事業 ヌ その他の各種建築事業	
38	既設建築物設備工事業	3801 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業、(3802)既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業及び(3715)さく井事業を除く。) イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3802 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業 3803 既設建築物における建具の取付け、床張りその他の内装工事業	
36	機械装置の組立て又はすえ付けの事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3601 各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業 3602 索道建設事業	
37	その他の建設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3701 えん堤の建設事業((3102)高えん堤新設事業を除く。) 3702 隧道 <small>ずい</small> の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業((3103)内面巻替えの事業を除く。) 3703 道路の改修、復旧又は維持の事業 3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業 3705 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業 3707 貯水池、鉍毒沈澱池 <small>でん</small> 、プール等の建設事業	(33)ほ装工事業及び(3505)工作物の解体(一部分を解体するもの又は当該工作物に使用されている

			3708 水門、樋門等の建設事業 3709 砂防設備(植林のみによるものを除く。)の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚 渫、干拓又は埋立ての事業 3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719)造園の事業を含む。) 3719 造園の事業 3713 地下に構築する各種タンクの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の解体事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業	資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに限る。)、移動、取りはずし又は撤去の事業を除く。
製 造 業	41	食料品製造業	4101 食料品製造業 4112 たばこ等製造業	
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4201 繊維工業又は繊維製品製造業	
	44	木材又は木製品製造業	4401 木材又は木製品製造業	(6108) 竹、籐又はきりゆう製品製造業を除く。
	45	パルプ又は紙製造業	4501 パルプ又は紙製造業	
	46	印刷又は製本業	4601 印刷又は製本業	
	47	化学工業	4701 化学工業	(42)繊維工業又は

			繊維製品製造業及び(6110)くずゴム製品製造業を除く。
48	ガラス又はセメント製造業	4801 ガラス又はセメント製造業	
66	コンクリート製造業	6601 コンクリート製造業	
62	陶磁器製品製造業	6201 陶磁器製品製造業	
49	その他の窯業又は土石製品製造業	4901 その他の窯業又は土石製品製造業	
50	金属精錬業((51)非鉄金属精錬業を除く。)	5001 金属精錬業	一貫して行う(52)金属材料品製造業を含む。
51	非鉄金属精錬業	5101 非鉄金属精錬業	一貫して行う(52)金属材料品製造業を含む。
52	金属材料品製造業((53)鋳物業を除く。)	5201 金属材料品製造業	一貫して(50)金属精錬業又は(51)非鉄金属精錬業を行うものを

			除く。
53	鑄物業	5301 鑄物業	
54	金属製品製造業又は金属加工業((63)洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及び(55)めつき業を除く。)	5401 金属製品製造業又は金属加工業	
63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業((55)めつき業を除く。)	6301 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	
55	めつき業	5501 めつき業	
56	機械器具製造業((57)電気機械器具製造業、(58)輸送用機械器具製造業、(59)船舶製造又は修理業及び(60)計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5601 機械器具製造業	
57	電気機械器具製造業	5701 電気機械器具製造業	
58	輸送用機械器具製造業	5801 輸送用機械器具製造業	

		((59)船舶製造又は修理業を除く。)		
	59	船舶製造又は修理業	5901 船舶製造又は修理業	
	60	計量器、光学機械、時計等製造業((57)電気機械器具製造業を除く。)	6001 計量器、光学機械、時計等製造業	
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	6401 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	
	61	その他の製造業	6102 ペン、ペンシルその他の事務用品又は絵画用品製造業 6104 可塑物製品製造業(購入材料によるものに限る。) 6105 漆器製造業 6107 加工紙、紙製品、紙製容器又は紙加工品製造業 6108 竹、籐又はきりゆう製品製造業 6109 わら類製品製造業 6110 くずゴム製品製造業 6115 塗装業 6116 その他の各種製造業	
運輸業	71	交通運輸事業	7101 鉄道、軌道又は索道による旅客又は貨物の運送事業((7202)貨物の積みおろし又は集配を伴う貨物の運送事業を除く。) 7102 自動車又は軽車両による旅客の運送事業 7104 航空機による旅客又は貨物の運送事業 7105 船舶による旅客の運送事業 7103 自動車、航空機等を使用して宣伝、広告、測量等を行なう事業 7106 その他の交通運輸事業	
	72	貨物取扱事業	7201 停車場、倉庫、工場、道路等における貨物取扱い	

		((73) 港湾貨物取扱事業及び(74) 港湾荷役業を除く。)	<p>の事業</p> <p>7202 貨物の積みおろし又は集配を伴う鉄道軌道又は索道による貨物の運送事業</p> <p>7203 自動車又は軽車両による貨物の運送事業</p> <p>7206 船舶による貨物の運送事業</p> <p>7204 貨物の荷造り又はこん包の事業</p> <p>7205 自動車により砂利その他の土石を運搬して販売する事業</p>	
	73	港湾貨物取扱事業((74) 港湾荷役業を除く。)	<p>7301 港湾の上屋、倉庫等における貨物取扱いの事業</p> <p>7302 はしけ又は引船による貨物の運送事業</p>	一貫して(74) 港湾荷役業を行うものを除く。
	74	港湾荷役業	<p>7401 沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業</p> <p>7402 船舶内において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業(一貫して行う(7401) 沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業を含む。)</p>	一貫して行う(73) 港湾貨物取扱事業を含む。
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	<p>A 電気業</p> <p>8101 発電、送電、変電又は配電の事業</p> <p>B ガス業</p> <p>8102 天然ガスの採取供給又はガスの製造供給の事業</p> <p>8103 天然ガス又はガスの供給の事業</p> <p>C 水道業</p> <p>8104 上水道業</p> <p>8105 下水道業</p> <p>D 熱供給業</p> <p>8106 熱供給業</p>	
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	<p>9501 土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業</p> <p>9502 動物の飼育若しくは畜産の事業又は養蚕の事業</p> <p>9503 水産動植物の採捕又は養殖の事業((11) 海面漁業及び(12) 定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)</p>	
	91	清掃、火葬又	9101 清掃業	

	はと畜の事業	9102 火葬業 9103 と畜業	
93	ビルメンテナンス業	9301 ビルの総合的な管理等の事業	
96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	9601 倉庫業 9602 警備業 9603 消毒又は害虫駆除の事業 9606 ゴルフ場の事業	
97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	9701 通信業 9702 放送業 9703 新聞業又は出版業	
98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	9801 卸売業・小売業 9802 飲食店 9803 宿泊業	
99	金融業、保険業又は不動産業	9901 金融業 9902 保険業 9903 不動産業	
94	その他の各種事業	9411 広告、興信、紹介又は案内の事業 9412 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業 9418 映画の製作、演劇等の事業 9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業 9420 洗たく、洗張又は染物の事業 9421 理容、美容又は浴場の事業 9422 物品賃貸業 9423 写真、物品預り等の事業 9425 教育業 9426 研究又は調査の事業 9431 医療業 9432 社会福祉又は介護事業 9433 幼稚園 9434 保育所 9435 認定こども園 9436 情報サービス業	

		9416 前各項に該当しない事業	
--	--	------------------	--

本表…昭和47年3月労働省告示第16号、一部改正〔昭和48年3月労働告15号・50年3月31号・55年2月9号・57年2月8号・58年2月15号・60年3月10号・61年3月10号・平成4年3月11号・8年3月18号・10年3月16号・15年3月113号・18年3月196号・26年2月40号・27年3月143号・28年2月43号〕

	90	船舶所有者の事業	9001 水産動植物の採捕又は養殖の事業 9002 外航旅客運送事業 9003 外航貨物運送事業 9004 内航旅客運送事業 9005 内航貨物運送事業 9006 その他の船舶所有者の事業	
--	----	----------	---	--

本表…平成21年7月厚生労働省告示第379号

労災保険率適用事業細目と日本標準産業分類の対応目安表
 (94 その他の各種事業に係るもの)

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の詳細	日本標準産業分類(中分類)
その他の事業	94	その他の各種事業	9411 広告、興信、紹介又は案内の事業 9412 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業 9418 映画の製作、演劇等の事業 9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業 9420 洗たく、洗張又は染物の事業 9421 理容、美容又は浴場の事業 9422 物品賃貸業 9423 写真、物品預り等の事業	73 広告業 72 専門サービス業(他に分類されないもの) 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 79 その他の生活関連サービス業 92 その他の事業サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業 80 娯楽業 80 娯楽業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 70 物品賃貸業 74 技術サービス業(他に分類されないもの)

				79 その他の生活 関連サービス 業
				90 機械等修理業 (別掲を除く)
		9425	教育業	81 学校教育
				82 その他の教育、 学習支援業
		9426	研究又は調査の事業	71 学術・開発研究 機関
		9431	医療業	74 技術サービス 業(他に分類さ れないもの)
				83 医療業
				84 保健衛生
		9432	社会福祉又は介護事業	85 社会保険・社会 福祉・介護事業
		9433	幼稚園	81 学校教育
		9434	保育所	85 社会保険・社会 福祉・介護事業
		9435	認定こども園	81 学校教育
				85 社会保険・社会 福祉・介護事業
		9436	情報サービス業	39 情報サービス 業
				40 インターネッ ト附随サービ ス業
		9416	前各項に該当しない事 業	(別掲)

注：「日本標準産業分類（中分類）」欄は、各細目に対応する日本標準産業分類の中分類として考えられるものを例示したものである。

(別掲)

「9416 前各項に該当しない事業」に対応する日本標準産業分類として考えられるもの

事業の内容	分類	日本標準産業分類 (中分類)
実業団体、労働団体、学術文化団体	93	政治・経済・文化団体
検数業	48	運輸に附帯するサービス業
代理商、仲立業	55	その他の卸売業
法律・会計・社会保険労務士	72	専門サービス業 (他に分類されないもの)
設計事務所	74	技術サービス業 (他に分類されないもの)
寺院、教会	94	宗教
労働者派遣業	91	職業紹介・労働者派遣業
社会保険事業団体	85	社会保険・社会福祉・介護事業
各種会社の本社	**0	管理, 補助的経済活動を行う事業所
その他	79	その他の生活関連サービス業
	86	郵便局
	87	協同組合 (他に分類されないもの)
	92	その他の事業サービス業

※本資料は、検討会資料として事務局が作成したものである。

「労災保険率適用基準」について（平成28年2月29日 基発0229第2号）（抄）

第1章 労災保険率適用の基本原則

個々の事業に対する労災保険率の適用については、①事業の単位、②その事業が属する事業の種類、③その事業の種類に係る労災保険率の順に決定する。

第1 事業の単位

1 事業の概念

労災保険において事業とは、一定の場所においてある組織のもとに相関連して行われる作業の一体をいい、工場、建設現場、商店等のように利潤を目的とする経済活動のみならず社会奉仕、宗教伝道等のごとく利潤を目的としない活動も含まれる。

2 適用単位としての事業

一定の場所において、一定の組織の下に相関連して行われる作業の一体は、原則として一の事業として取り扱う。ただし、船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和14年法律第73号）第3条に規定する場合にあっては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業（以下「船舶所有者の事業」という。）については、その業態にかかわらず、船舶所有者の事業以外の事業とは別個の事業として取り扱うものとする。

（1）継続事業

工場、鉱山、事務所等のごとく、事業の性質上事業の期間が一般的には予定し得ない事業を継続事業という。

継続事業については、同一場所にあるものは分割することなく一の事業とし、場所的に分離されているものは別個の事業として取り扱う。

ただし、同一場所にあっても、その活動の場を明確に区分することができ、経理、人事、経営等業務上の指揮監督を異にする部門があつて、活動組織上独立したものと認められる場合には、独立した事業として取り扱う。

また、場所的に独立しているものであつても、出張所、支所、事務所等で労働者が少なく、組織的に直近の事業に対し独立性があるとは言い難いものについては、直近の事業に包括して全体を一の事業として取り扱う。

（2）有期事業

木材の伐採の事業、建物の建築の事業等事業の性質上一定の目的を達するまでの間に限り活動を行う事業を有期事業という。

有期事業については、当該一定の目的を達するために行われる作業の一体を一の事業として取り扱う。

第2 事業の種類

一の事業の「事業の種類」の決定は、主たる業態に基づき、船舶所有者の事業以外の事業については「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき労災保険率表の細目を定める件」（昭和47年労働省告示第16号）の「労災保険率適用事業細目表」（以下「事業細目表」という。）により、船舶所有者の事業については「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき船舶所有者の事業の種類を定める件」（平成21年厚生労働省告示第379号）の「船舶所有者の事業の種類を定める件」により決定する。

（中略）

第3 労災保険率

労災保険率は、決定された事業の種類に基づき、船舶所有者の事業以外の事業については労災保険率表（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）別表第1をいう。）により、船舶所有者の事業については同施行規則第16条における船舶所有者の事業に係る労災保険率により決定する。

労災保険率の改定経過表

(単位：1/1,000)

事業	番号	事業の種類	料率改定経過										
			H4. 4. 1	H7. 4. 1	H10. 4. 1	H13. 4. 1	H15. 4. 1	H18. 4. 1	H21. 4. 1	H24. 4. 1	H27. 4. 1	H30. 4. 1	
林業	02 又は 03	林業	木材伐出業	142	137	134	133	59	60	→	→	→	→
			その他の林業	41	→	39	→						
漁業	11	海面漁業	67	61	59	56	52	41	32	20	19	18	
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	42	→	40	42	40	→	41	40	38	→	
鉱業	21 (22)	金属鉱業、非金属 鉱業又は石炭鉱業	金属又は非金属鉱業	99	94	89	→	87	→	→	88	→	→
			石炭鉱業	111	106								
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	66	60	→	57	53	46	30	19	20	16	
	24	原油又は天然ガス鉱業	10	→	→	9	7	6.5	→	5.5	3	2.5	
	25	採石業	72	→	→	71	69	70	→	58	52	49	
	26	その他の鉱業	40	36	→	35	32	28	24	25	26	→	
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	149	144	134	133	129	118	103	89	79	62	
	32	道路新設事業	49	43	33	31	29	21	15	16	11	→	
	33	舗装工事業	29	24	20	19	17	14	11	10	9	→	
	34	鉄道又は軌道新設事業	68	52	38	34	30	23	18	17	9.5	9	
	35	建築事業	32	25	22	20	17	15	13	→	11	9.5	
	38	既設建築物設備工事業	25	19	15	→	14	→	→	15	→	12	
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	34	28	20	19	16	14	9	7.5	6.5	→	
	37	その他の建設事業	38	30	27	26	23	21	19	→	17	15	
製造業	41 (65)	食料品製造業	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	9	→	→	→	7	7.5	6.5	6	6	→
			たばこ等製造業	6	→	→	7	5.5	6.5	5.5	6		
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	7	→	→	6.5	5.5	→	4.5	4	4.5	4	
	44	木材又は木製品製造業	26	24	23	→	21	18	15	13	14	→	
	45	パルプ又は紙製造業	11	→	10	9	8.5	7.5	7	7.5	7	6.5	
	46	印刷又は製本業	7	6	→	→	5	→	4.5	3.5	→	→	
	47	化学工業	8	→	→	7.5	6	6.5	5	→	4.5	→	
	48	ガラス又はセメント製造業	9	8	→	8.5	7.5	→	→	→	5.5	6	
	66	コンクリート製造業	-	-	18	→	15	14	→	13	→	→	
	62	陶磁器製品製造業	20	19	→	18	17	→	18	19	→	18	
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	27	26	→	→	25	26	→	→	→	→	
	50	金属精錬業	9	8	→	→	7	7.5	7	6.5	7	6.5	
	51	非鉄金属精錬業	11	10	→	→	8	7.5	8.5	7	6.5	7	
	52	金属材料品製造業	18	15	11	→	10	8.5	7.5	7	5.5	→	
	53	鋳物業	21	20	→	→	18	→	19	17	18	16	
	54	金属製品製造業又は金属加工業	22	17	→	16	14	→	11	10	→	→	
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	16	14	12	→	10	9	7.5	6.5	→	→	
	55	めつき業	13	11	10	→	8.5	→	6	7	→	→	
	56	機械器具製造業	11	10	9	8.5	7	→	6.5	5.5	→	5	
	57	電気機械器具製造業	6	→	→	5.5	5	4.5	3.5	3	→	2.5	
	58	輸送用機械器具製造業	8	→	7	→	5.5	6	5	4.5	4	→	
59	船舶製造又は修理業	23	22	→	23	22	→	23	→	→	→		
60	計量器、光学機械、時計等製造業	6	→	→	5.5	5	4.5	3	2.5	→	→		
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	8	7	6	→	5.5	→	4	→	3.5	→		
61	その他の製造業	12	11	10	→	8	→	7.5	7	6.5	→		
運輸業	71	交通運輸事業	7	→	→	6.5	5	5.5	5	4.5	→	4	
	72	貨物取扱事業	19	15	→	→	13	→	11	9	→	→	
	73	港湾貨物取扱事業	29	26	22	20	17	13	12	11	9	→	
	74	港湾荷役業	53	47	38	35	31	23	17	16	13	→	
電気	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	6	→	→	5.5	5	4.5	3.5	3	→	→	
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	11	→	→	13	11	12	→	→	13	→	
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	14	→	→	→	12	13	→	→	12	13	
	(92)	一般失業対策事業	12	→	-	-	-	-	-	-	-	-	
	93	ビルメンテナンス業	6	→	→	6.5	6	6.5	6	5.5	→	→	
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6	→	→	6.5	6	7	→	6.5	7	6.5	
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	-	-	-	-	-	4.5	3	2.5	→	→	
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	-	-	-	-	-	5	4	3.5	→	3	
	99	金融業、保険業又は不動産業	-	-	-	-	-	4.5	3	2.5	→	→	
	94	その他の各種事業	6	→	→	5.5	5	4.5	3	→	→	→	
		90	船舶所有者の事業	-	-	-	-	-	-	50	→	49	47

(注1) 「一般失業対策事業」は平成8年に廃止された。

(注2) 平成10年4月1日に「コンクリート製造業」を「その他の窯業又は土石製品製造業」から分離独立させた。

(注3) 平成10年4月1日に「金属又は非金属鉱業」と「石炭鉱業」を統合し、「金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業」を新設した。

(注4) 平成15年4月1日に「木材伐出業」と「その他の林業」を統合し、「林業」を新設した。

(注5) 平成18年4月1日に「通信業、放送業、新聞業又は出版業」と「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」と「金融業、保険業又は不動産業」を「その他の各種事業」から、分離独立させた。

(注6) 平成22年1月1日に雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)により、船員保険事業のうち職務上疾病及び年金部門が労災保険に統合されたことに伴い「船舶所有者の事業」を新設した。

(注7) 平成27年4月1日に「食料品製造業」と「たばこ等製造業」を統合した。

近年の主な適用事業細目見直しの状況

H15. 4. 1	H18. 4. 1	H26. 4. 1
4101～6601 製造業（大分類）160区分		4101～6601 製造業（大分類）33区分
9408 通信業	9701 通信業	
	9702 放送業	
9404 新聞業又は出版業	9703 新聞業又は出版業	
9405 卸売業・小売業	9801 卸売業・小売業	
	9802 飲食店	
9417 旅館その他の宿泊所の事業	9803 宿泊業	
9406 金融、保険又は不動産の事業	9901 金融業	
	9902 保険業	
	9903 不動産業	
9411 広告、興信、紹介又は案内の事業		
9412 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業		
9418 映画の制作、演劇等の事業		
9419 劇場、遊技場その他の娯楽の事業		
9420 洗たく、洗張又は染物の事業		
9421 理容、美容又は浴場の事業		
9422 物品賃貸業		
9423 写真、物品預かり等の事業		
9414 医療保健、法務、教育、宗教、研究又は調査の事業	9426 研究又は調査の事業	
	9425 教育業	9425 教育業
		9433 幼稚園
		9435 認定こども園
	9424 医療保健業	9434 保育所
		9431 医療業
		9432 社会福祉又は介護事業
		9436 情報サービス業
9416 前各項に該当しない事業		

業種区分の見直しに係る考え方

近年の業種区分の見直しは、「労災保険率の設定に関する基本方針」（平成 17 年 3 月 25 日）及び「労災保険の事業の種類に係る検討会報告書」（平成 25 年 3 月 21 日）で整理された考え方に基づき行われてきた。

労災保険率の設定に関する基本方針（平成 17 年 3 月 25 日）（抄）

1 業種別の設定

労災保険率は、業種別に設定する。

労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の種類性のある業種グループ等に着目して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することとする。

その際には、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等について斟酌しつつ、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等をも勘案する。

労災保険の事業の種類に係る検討会報告書（平成 25 年 3 月 21 日）（抄）

業種の区分の再編は、「労災保険率の設定に関する基本方針」（平成 17 年 3 月 25 日制定）を基本とし、具体的には次のことも考慮すべきである。

（1）業種の区分の分離

- ① その他の各種事業は、平成 18 年度の業種区分の再編以降も、適用事業場数の 3 分の 1 を占めているが、このような大きな保険集団を分離する時には、関係業界団体等の組織・活動状況が労働災害防止活動を期待できるような状況であること。
- ② 新たに分離した業種の労災保険率が、労働災害防止のインセンティブを事業主に喚起させるような労災保険率であること

（2）業種の区分の統合

- ① 労災保険率は、災害の重篤さも含めた災害率に該当するものであることから、統合する対象の業種双方の労災保険率がほぼ同等であること
- ② 統合する対象の業種における作業態様が類似していること
- ③ 統合により、関係業界団体等の労働災害防止活動が停滞しないように、組織・活動状況を斟酌すること
- ④ 小さな保険集団をできる限りなくすため、統合する業種の区分の対象に、年間の新規受給者数が 1,000 人未満の業種の区分が含まれていること
- ⑤ 統合した業種の区分に係る災害率を経年的に把握・分析すること

なお、製造業以外の産業では、①業種の区分数が少ないこと、②産業の分類内の労災保険率に著しい差があることから、現状では、製造業内での業種の区分の再編を図るべきである。

近年の業種区分及び適用事業細目の見直し状況

○ 「製造業」に係る再編

【細目の再編】（平成 26 年度）

- ・ 保険集団の大きさと比して業種区分がきめ細かく設定されていることを踏まえ、業種区分の数と細目の数を一致させることを原則とする簡素化を図った（告示改正。平成 26 年 4 月 1 日施行）。

【業種区分の再編】（平成 27 年度）

- ・ たばこ等製造業の保険集団が縮小していることや、作業態様の類似性等を踏まえ、「食料品製造業」と「たばこ等製造業」を統合（徴収則及び告示改正。平成 27 年 4 月 1 日施行）。

○ 「94 その他の各種事業」に係る再編

【業種区分の再編】（平成 18 年度）

- ・ 産業構造の変化に伴い、「94 その他の各種事業」の中にリスクの異なるさまざまな集団が含まれていることを踏まえ、事務従事者割合の比較的高い業種の中で、保険集団としての規模、日本標準産業分類等を考慮して、「97 通信業、放送業、新聞業又は出版業」、「98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」、「99 金融業、保険業又は不動産業」を新たな業種として分割新設した（徴収則改正。平成 18 年 4 月 1 日施行）。

【細目の再編】（平成 26 年度）

- ・ 労働者数が多数であること等を踏まえ、当該業種分離・独立を検討できるようデータの収集・整備を図るために「9436 情報サービス業」を細目として新設（告示改正。平成 26 年 4 月 1 日施行）。
- ・ 「94 その他の各種事業」の中で最大の規模となっていた「医療保健業」が、大きく「医療」と「福祉」に二分できることを踏まえ、データを収集・整備した結果に基づき社会政策的な見地から検討できるようにするため、細目を再編し、「9431 医療業」と「9432 社会福祉及び介護事業」を新設（告示改正。平成 26 年 4 月 1 日施行）。
- ・ 従前より、幼稚園を「教育業」、保育所を「医療保健業」の適用としていたところ、認定こども園が登場したことを踏まえ、「医療保健業」の再編と併せて、「9433 幼稚園」、「9434 保育所」、「9435 認定こども園」の細目を新設（告示改正。平成 26 年 4 月 1 日施行）。

労災保険率適用事業細目と業種区分再編の関係

【業種の内容を明確化するための細目】

- 労災保険料の算定に用いる料率は業種別に設定されていることから、個々の事業がどの業種区分に属するかを特定する必要がある。
- 業種区分及び区分ごとの労災保険率は、徴収則第 16 条及び別表第 1 に規定。
- ただし徴収則の規定は業種の名称と労災保険率の一覧であり、個々の事業が属する業種を直ちに特定できるとは限らない。
- そこで、各業種に属する事業の種類の詳細を別に列挙しているところ（昭和 47 年労働省告示第 16 号）。
- 細目と照らし合わせることで、個々の事業が属する業種を特定できるようにしている。
- 個々の細目には 4 桁の番号を付しており、上 2 桁が業種区分を表す体系としている。
- 個々の事業場に、4 桁の細目を対応付けている。
- 労災保険率の適用実務は、都道府県労働局長あて通達「『労災保険率適用基準』について」により取り扱われているところ。

【細目と業種区分再編】

- 労災業務データは、4 桁の細目又は 2 桁の業種の単位で蓄積されている。
- 業種区分の再編は、設定されている細目（4 桁）を単位として行うことが考えられる。（平成 18 年度労災保険率改定の例）

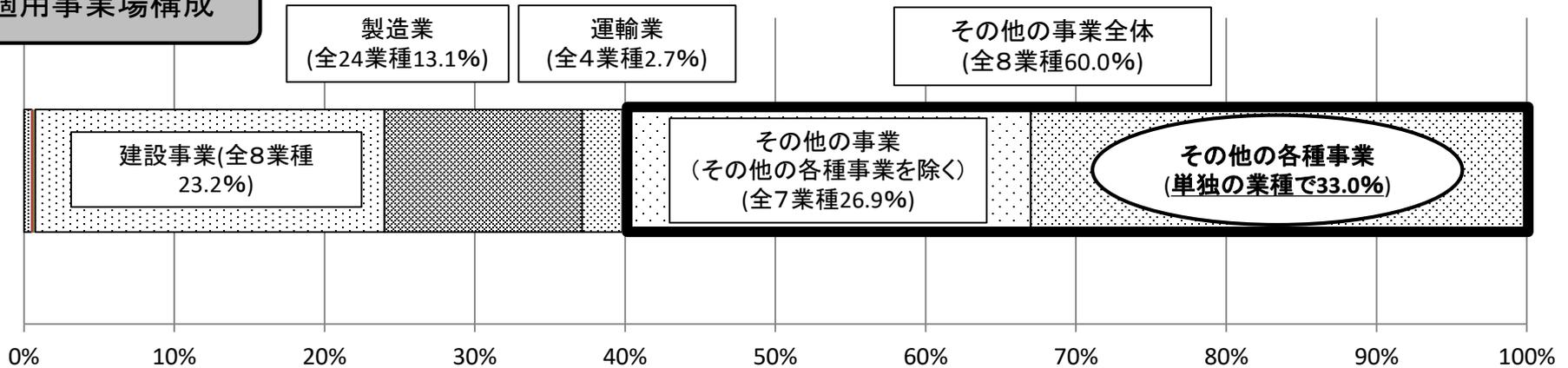
再編前	再編後（3 業種の分離独立）
94 その他の各種事業 ．．．	94 その他の各種事業 ．．．
9408 通信業 →	97 通信業、放送業、新聞業又は出版業（分離独立） 9701 通信業 9702 放送業
9404 新聞業又は出版業 →	
9405 卸売業・小売業 →	98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業（分離独立） 9801 卸売業・小売業 9802 飲食店
9417 旅館その他の宿泊所の事業 →	
9406 金融、保険又は不動産の事業 →	99 金融業、保険業又は不動産業（分離独立） 9901 金融業 9902 保険業 9903 不動産業

【留意点】

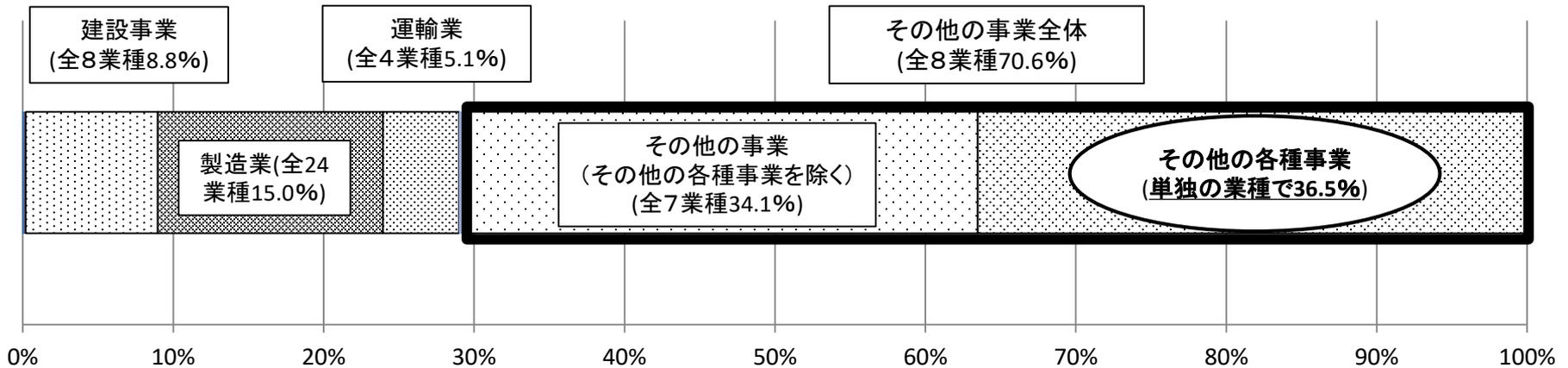
- 各業種の細目は多ければその分、業種の内容を明確化しやすくなる一方、当てはめ（適用）が煩雑となる。
- 経済社会の変化に合わせて業種の内容や区分を新たにするためには、継続的に細目単位での見直しを行い、データを蓄積・分析していく必要がある。

労災保険率の業種別適用事業場数及び適用労働者数からみた課題

適用事業場構成



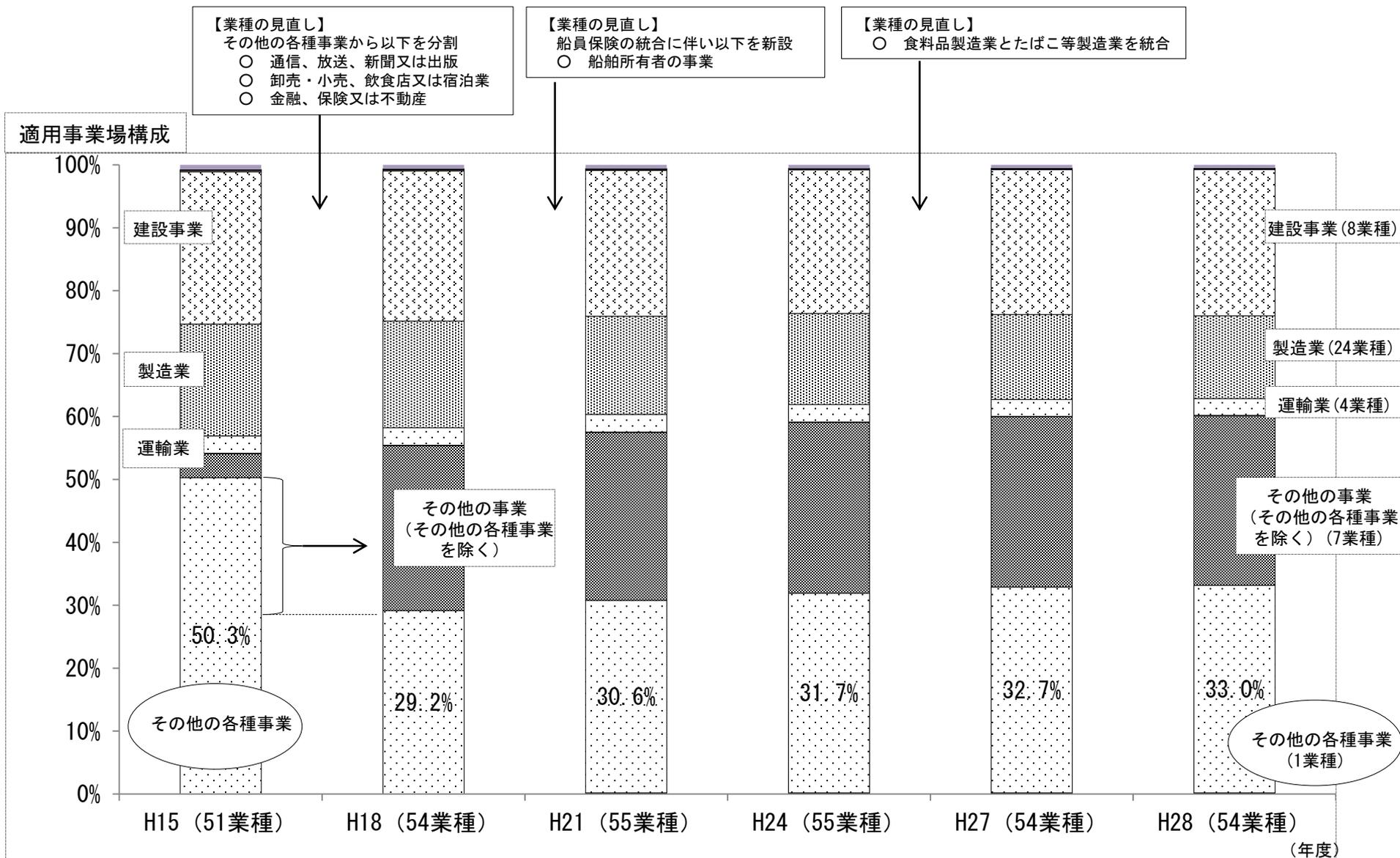
適用労働者構成



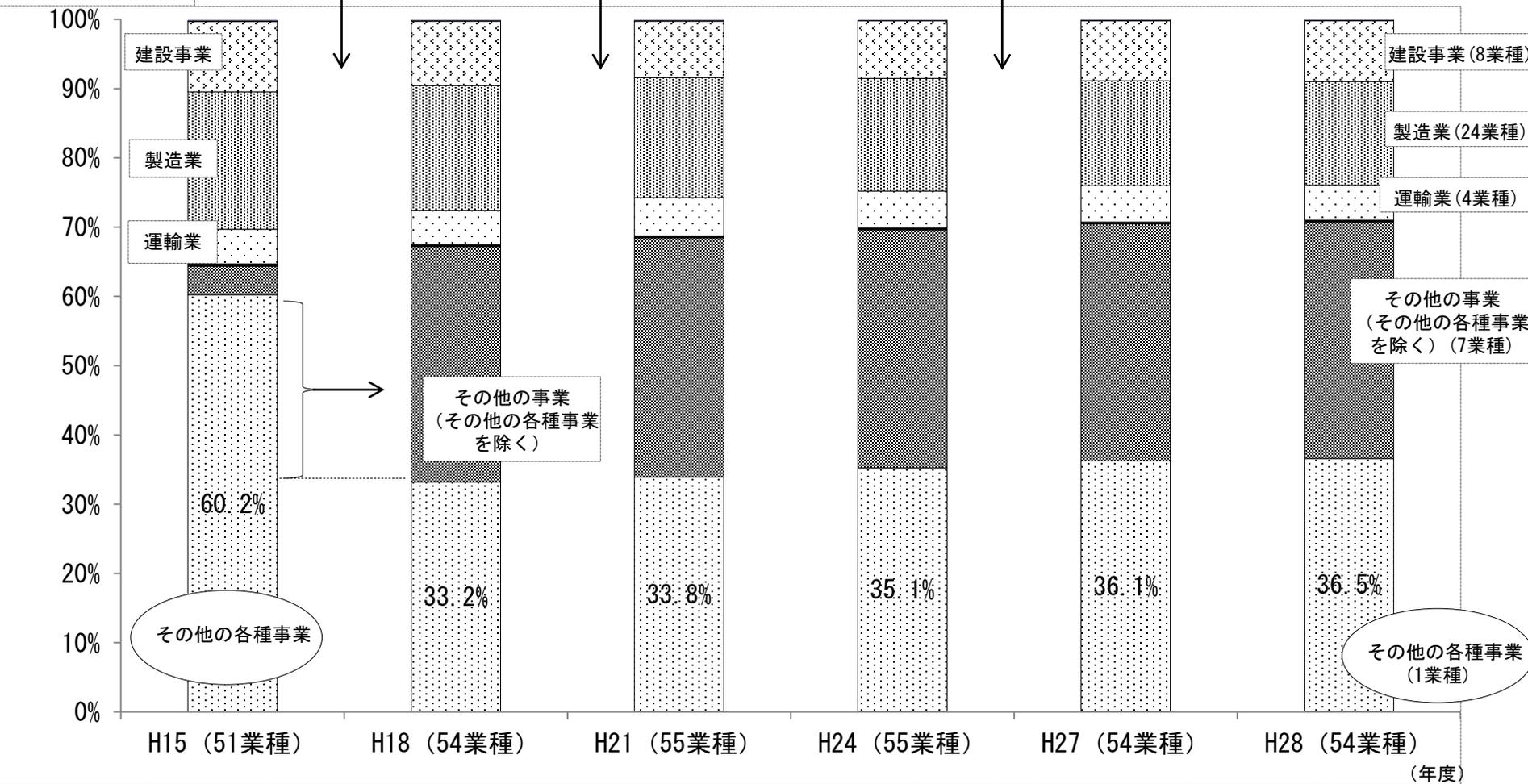
【課題】業種単独で全体の3割を占める「その他の各種事業」の在り方（一部事業を業種として分割するなど）を検討する必要がある。

労災保険率に係る業種区分の見直し経緯

- 業種区分及び適用事業細目の見直しの検討は「その他の各種事業」を中心に行っている。
- いわゆるサービス経済化の進展に伴って「その他の各種事業」の構成割合は拡大傾向。



適用労働者構成



(注) 直近の平成28年度以外は、労災保険率改定時の構成比を表章している。

労災保険率の業種別・適用事業場数及び適用労働者数

(平成28年度末時点)

業種	現行料率	事業場数	構成比	労働者数	構成比
全業種		2,787,965	100.0%	57,484,440	100.0%
林業		14,258	0.5%	64,596	0.1%
漁業		3,776	0.1%	28,648	0.0%
鉱業		3,008	0.1%	22,242	0.0%
建設事業		647,785	23.2%	5,046,790	8.8%
製造業		366,471	13.1%	8,601,095	15.0%
運輸業		74,142	2.7%	2,903,115	5.1%
電気、ガス、水道又は熱供給の事業		2,375	0.1%	152,969	0.3%
船舶所有者の事業		4,665	0.2%	55,742	0.1%
その他の事業		1,671,485	60.0%	40,609,243	70.6%

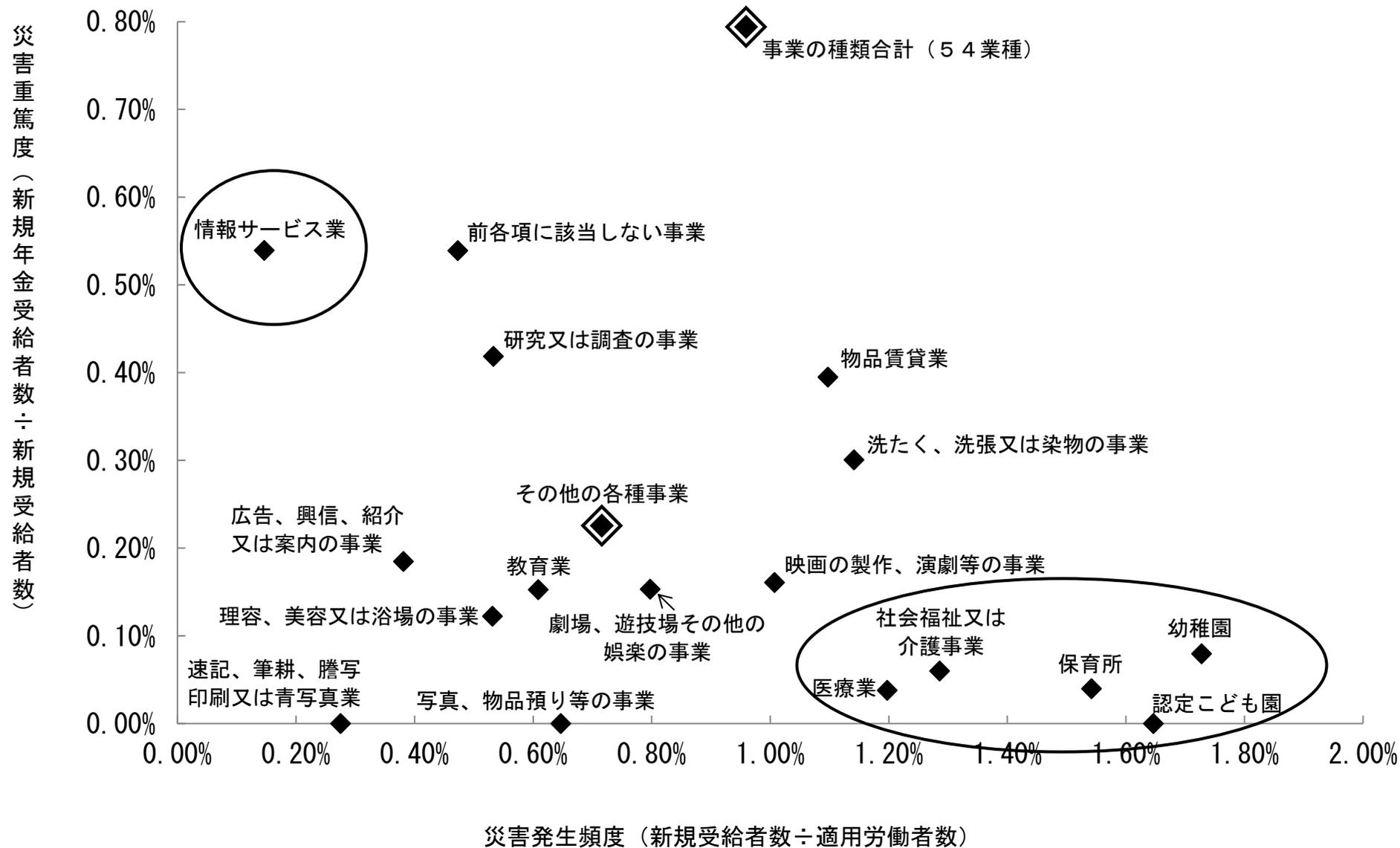
林業	02又は03	林業	60	14,258	0.5%	64,596	0.1%
漁業	11	海面漁業	18	2,065	0.1%	19,396	0.0%
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	1,711	0.1%	9,252	0.0%
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	78	0.0%	1,142	0.0%
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	168	0.0%	2,787	0.0%
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5	30	0.0%	1,148	0.0%
	25	採石業	49	1,248	0.0%	9,234	0.0%
	26	その他の鉱業	26	1,484	0.1%	7,931	0.0%
建設事業	31	水力発電、ずい道等新設事業	62	656	0.0%	20,873	0.0%
	32	道路新設事業	11	2,140	0.1%	32,441	0.1%
	33	舗装工事業	9	6,559	0.2%	52,699	0.1%
	34	鉄道又は軌道新設事業	9	175	0.0%	4,071	0.0%
	35	建築事業	9.5	405,609	14.5%	3,435,232	6.0%
	38	既設建築物設備工事業	12	111,990	4.0%	482,123	0.8%
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	17,228	0.6%	257,746	0.4%
37	その他の建設事業	15	103,428	3.7%	761,605	1.3%	
製造業	41	食料品製造業	6	44,684	1.6%	1,363,560	2.4%
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4	18,632	0.7%	366,195	0.6%
	44	木材又は木製品製造業	14	20,105	0.7%	199,175	0.3%
	45	パルプ又は紙製造業	6.5	806	0.0%	48,466	0.1%
	46	印刷又は製本業	3.5	15,873	0.6%	275,579	0.5%
	47	化学工業	4.5	13,113	0.5%	579,358	1.0%
	48	ガラス又はセメント製造業	6	1,424	0.1%	55,127	0.1%
	66	コンクリート製造業	13	5,164	0.2%	72,691	0.1%
	62	陶磁器製品製造業	18	1,260	0.0%	23,074	0.0%
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26	5,372	0.2%	58,043	0.1%
	50	金属精錬業	6.5	2,507	0.1%	177,911	0.3%
	51	非鉄金属精錬業	7	836	0.0%	39,339	0.1%
	52	金属材料品製造業	5.5	1,777	0.1%	67,401	0.1%
	53	鋳物業	16	2,269	0.1%	46,688	0.1%
	54	金属製品製造業又は金属加工業	10	52,593	1.9%	691,343	1.2%
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	1,296	0.0%	20,856	0.0%
	55	めつき業	7	2,105	0.1%	38,139	0.1%
	56	機械器具製造業	5	42,228	1.5%	828,917	1.4%
	57	電気機械器具製造業	2.5	27,331	1.0%	1,401,919	2.4%
58	輸送用機械器具製造業	4	54,380	2.0%	1,237,063	2.2%	
59	船舶製造又は修理業	23	7,396	0.3%	75,748	0.1%	
60	計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	5,846	0.2%	243,982	0.4%	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3,255	0.1%	35,180	0.1%	
61	その他の製造業	6.5	36,219	1.3%	655,341	1.1%	
運輸業	71	交通運輸事業	4	13,851	0.5%	784,632	1.4%
	72	貨物取扱事業	9	58,664	2.1%	2,072,795	3.6%
	73	港湾貨物取扱事業	9	678	0.0%	19,477	0.0%
	74	港湾荷役業	13	949	0.0%	26,211	0.0%
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	2,375	0.1%	152,969	0.3%
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	47	4,665	0.2%	55,742	0.1%
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13	63,199	2.3%	370,531	0.6%
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13	22,554	0.8%	263,260	0.5%
	93	ビルメンテナンス業	5.5	22,931	0.8%	1,118,929	1.9%
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	14,783	0.5%	754,591	1.3%
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	6,590	0.2%	419,240	0.7%
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	554,923	19.9%	14,782,168	25.7%
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5	66,313	2.4%	1,914,775	3.3%
94	その他の各種事業	3	920,192	33.0%	20,985,749	36.5%	

「94その他の各種事業」の細目別適用状況（平成28年度）

番号	事業の種類・事業の種類の詳細	① 適用事業場数	構成比	② 適用労働者数	構成比	③ 新規受給者数 (業災)	④ 新規年金 受給者数 (業災)	③÷② 災害発生頻度	④÷③ 災害重篤度
94	その他の各種事業	920,192	33.0%	20,985,749	36.5%	150,182	339	0.72%	0.23%
9411	広告、興信、紹介又は案内の事業	27,270	1.0%	567,924	1.0%	2,165	4	0.38%	0.18%
9412	速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業	1,195	0.0%	72,711	0.1%	200	0	0.28%	0.00%
9418	映画の製作、演劇等の事業	4,863	0.2%	61,755	0.1%	622	1	1.01%	0.16%
9419	劇場、遊技場その他の娯楽の事業	13,785	0.5%	572,902	1.0%	4,568	7	0.80%	0.15%
9420	洗たく、洗張又は染物の事業	7,442	0.3%	174,878	0.3%	1,996	6	1.14%	0.30%
9421	理容、美容又は浴場の事業	57,743	2.1%	307,682	0.5%	1,635	2	0.53%	0.12%
9422	物品賃貸業	9,113	0.3%	253,939	0.4%	2,786	11	1.10%	0.39%
9423	写真、物品預り等の事業	4,444	0.2%	58,141	0.1%	376	0	0.65%	0.00%
9425	教育業	36,751	1.3%	1,616,368	2.8%	9,834	15	0.61%	0.15%
9426	研究又は調査の事業	10,485	0.4%	358,438	0.6%	1,911	8	0.53%	0.42%
9431	医療業	163,917	5.9%	3,306,679	5.8%	39,593	15	1.20%	0.04%
9432	社会福祉又は介護事業	74,300	2.7%	2,462,536	4.3%	31,664	19	1.29%	0.06%
9433	幼稚園	5,368	0.2%	72,811	0.1%	1,258	1	1.73%	0.08%
9434	保育所	15,883	0.6%	325,244	0.6%	5,015	2	1.54%	0.04%
9435	認定こども園	1,781	0.1%	32,191	0.1%	530	0	1.65%	0.00%
9436	情報サービス業	35,716	1.3%	1,140,498	2.0%	1,669	9	0.15%	0.54%
9416	前各項に該当しない事業	447,755	16.1%	9,378,156	16.3%	44,350	239	0.47%	0.54%
	事業の種類合計（54業種）	2,787,965	100.0%	57,484,440	100.0%	551,275	4,378	0.96%	0.79%

（注）細目の適用上分類不明のものが生じるため、適用事業場数・適用労働者数の細目計がその他の各種事業全体と一致しないことがある。

「94その他の各種事業」の各細目の災害発生頻度及び重篤度（平成28年度）



94 その他の各種事業

労災保険の事業の種類

「94 その他の各種事業」(注)

この分類には、その他の事業のうち他に分類されない事業が該当する。

新規受給者数及び収支状況

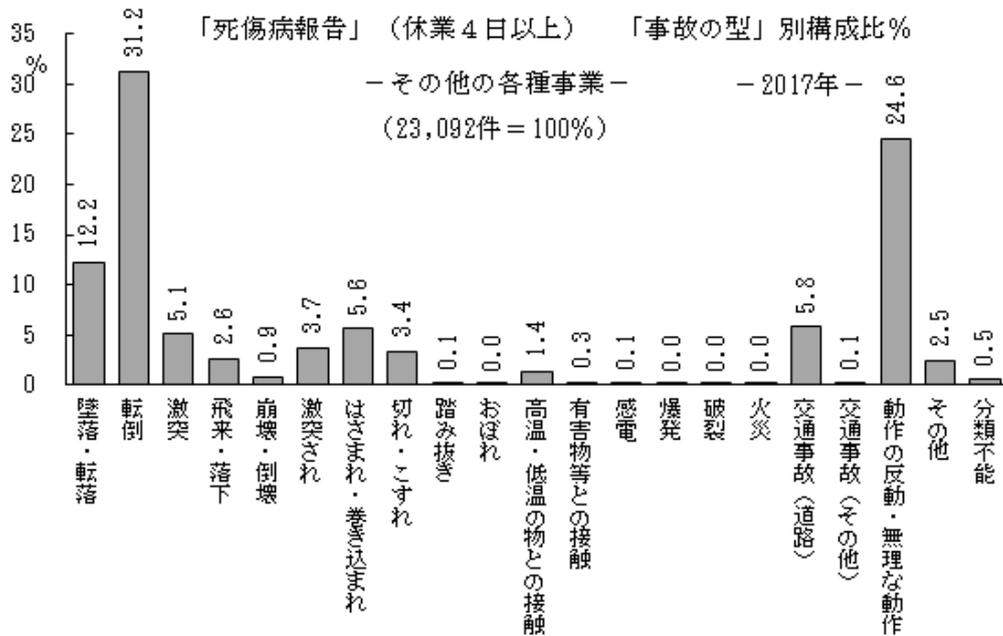
	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成 26 年度	878,050	19,991,634	137,970
平成 27 年度	898,923	20,348,538	143,769
平成 28 年度	920,192	20,985,749	150,182

	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成 26 年度	191,449	65,041	366
平成 27 年度	199,312	66,191	357
平成 28 年度	206,649	68,602	339

(注) 『「労災保険率適用基準」について』(労働基準局長通達)より抜粋。

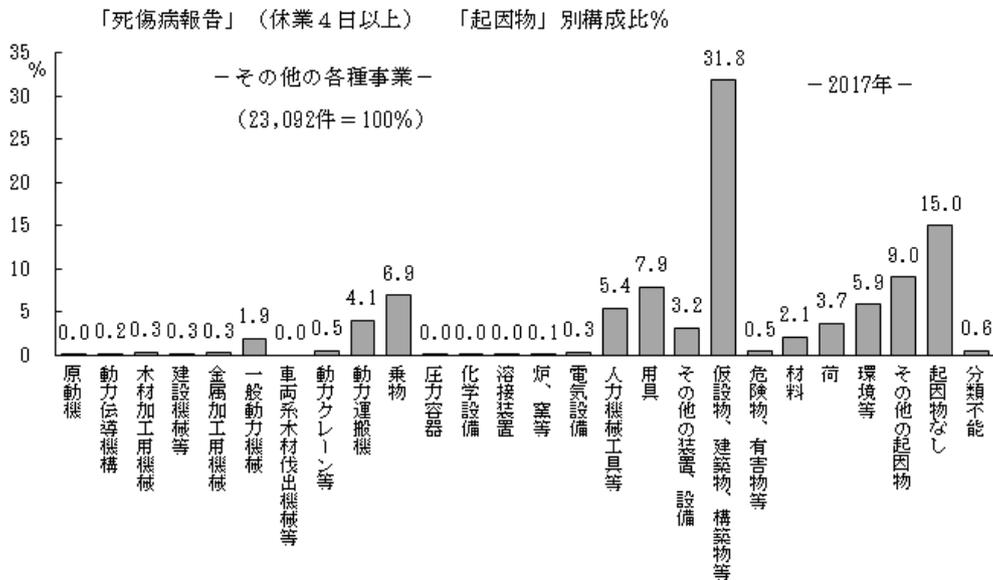
死傷病報告 事故型別構成比

※出典：労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比

※出典：労働者死傷病報告



(注) 上記のグラフは、事務局において、79頁の表に記載した、24個の安全衛生統計分類のデータを合算して作成したものである。
 47～77頁の数値を単純に合計したものと数値が異なる。

9411 広告、興信、紹介又は案内の事業

労災保険の事業の細目

「9411 広告、興信、紹介又は案内の事業」(注1)

この分類には、広告業、広告代理業、興信業、民間職業紹介業、旅行代理業、観光案内業、情報提供業等の事業が該当する。

なお、高所作業を伴わない看板書きを行う事業は、本分類に含まれる。

[補足解説](注2)

広告、広告代理、新聞広告代理、電車内広告代理、電柱広告代理、びらはり、掲示案内、アドバルーン広告代理等の広告業、興信所、秘密探偵社等の興信業、旅行案内、観光案内等の旅行又は観光案内業、家政婦会、内職周せん、結婚紹介、マネキン紹介等の紹介業、並びに情報提供のサービスを行う事業は、本分類に含まれる。

新規受給者数及び収支状況

	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成26年度	26,977	551,268	2,043
平成27年度	27,109	550,077	2,087
平成28年度	27,270	567,924	2,165

	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成26年度	5,317	1,263	6
平成27年度	5,422	1,205	4
平成28年度	5,627	1,325	4

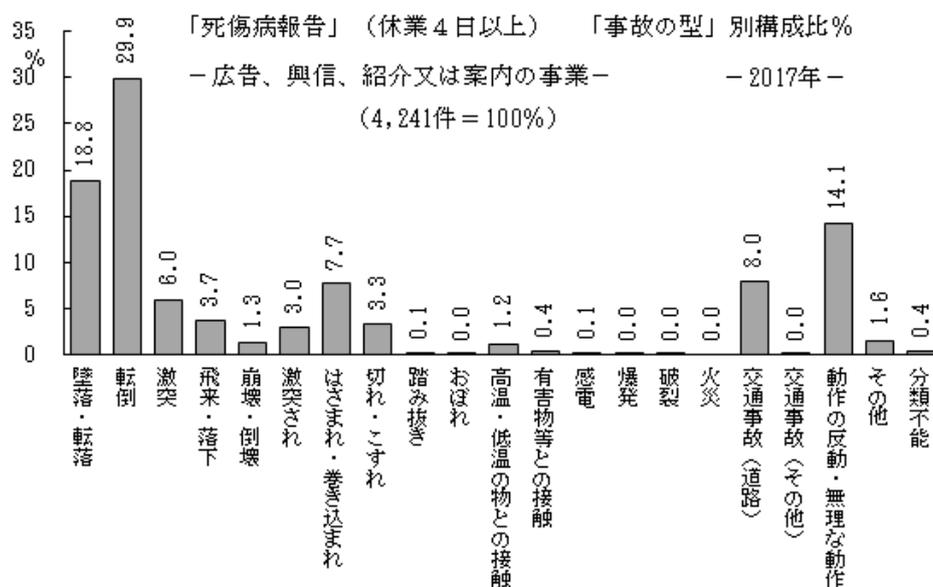
(注1) 『「労災保険率適用基準」について』(労働基準局長通達)より抜粋。

(注2) 『「労災保険率適用基準」の補足事項について』(労災保険財政数理室長事務連絡)より抜粋。

9411 広告、興信、紹介又は案内の事業

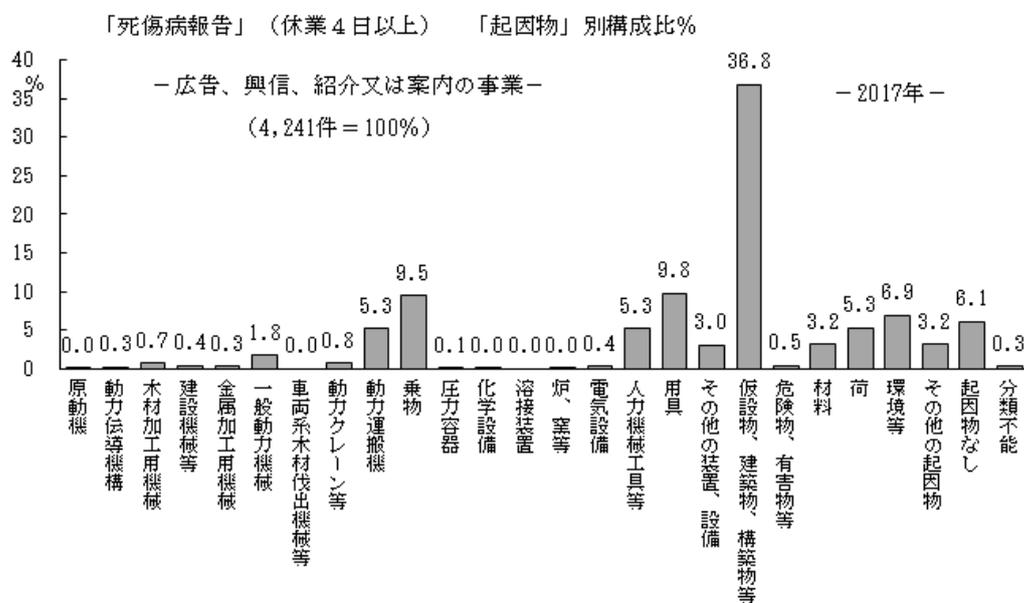
死傷病報告 事故型別構成比

※出典：労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比

※出典：労働者死傷病報告



(注)上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「9.2.1 旅行業」、
「9.2.9 その他の広告・あっせん業」及び「17.2.9 その他(その他の事業)」のデータを合算して作成したものである。

9412 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業

労災保険の事業の細目

「9412 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業」(注)

この分類には、速記、謄写印刷、タイプライティング、筆耕、書類の複製等を行う事業が該当する。

新規受給者数及び収支状況

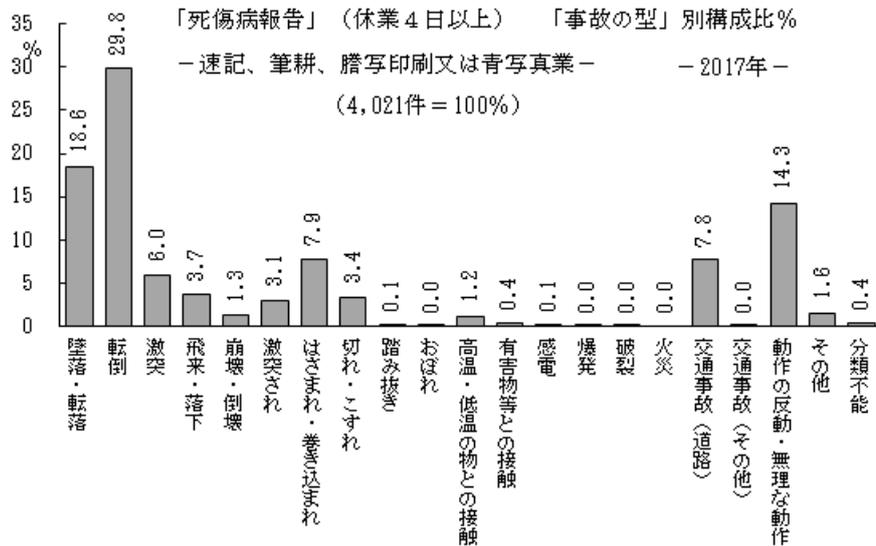
	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成 26 年度	1,248	62,619	193
平成 27 年度	1,227	68,847	207
平成 28 年度	1,195	72,711	200

	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成 26 年度	446	66	0
平成 27 年度	490	78	0
平成 28 年度	497	79	0

(注) 『「労災保険率適用基準」について』(労働基準局長通達)より抜粋。

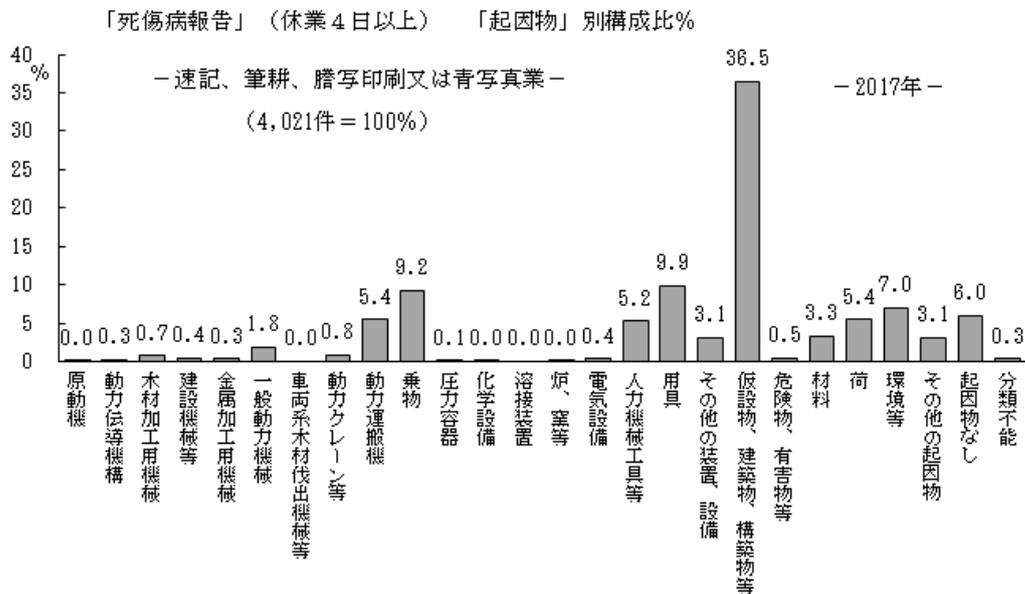
死傷病報告 事故型別構成比

※出典：労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比

※出典：労働者死傷病報告



(注) 上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「17.2.9 その他(その他の事業)」のデータにより作成したものである。

9418 映画の製作、演劇等の事業

労災保険の事業の細目

「9418 映画の製作、演劇等の事業」(注1)

この分類には、各種の映画製作、ビデオの製作、演劇曲芸軽業、競馬等の娯楽の提供を行う事業が該当する。

[補足解説] (注2)

映画撮影所、小型映画フィルム製作所、映画フィルム製作、劇団、楽団等の娯楽の提供を行う事業は、本分類に含まれる。

また、映画、演劇のセットの製作・取付作業を行う事業は、原則として本分類に含まれる。

ただし、映画、演劇のセットの製作・取付作業のうち映画スタジオ等の屋外で行う作業にあっては業態により各々該当する事業の種類に分類される。

新規受給者数及び収支状況

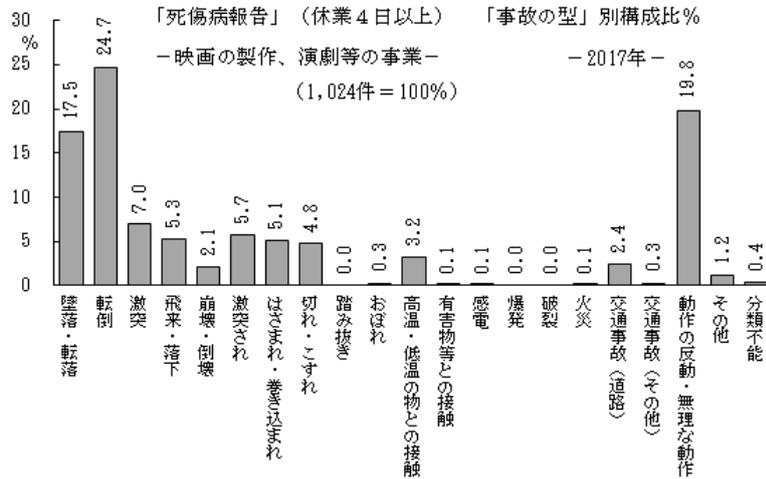
	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成 26 年度	4,578	59,415	518
平成 27 年度	4,701	64,785	597
平成 28 年度	4,863	61,755	622

	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成 26 年度	633	357	3
平成 27 年度	655	350	3
平成 28 年度	693	377	1

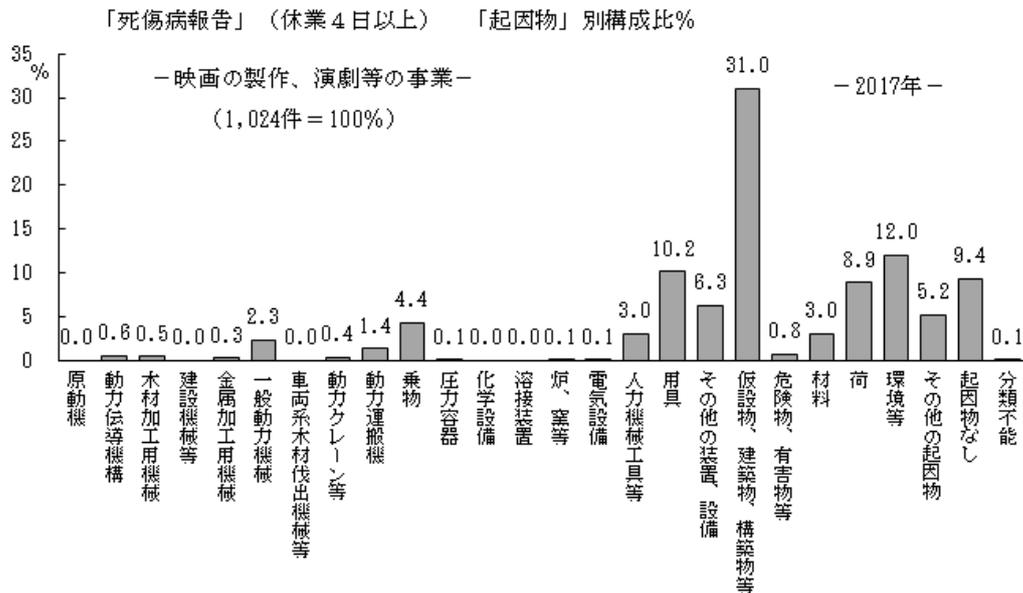
(注1) 『「労災保険率適用基準」について』(労働基準局長通達)より抜粋。

(注2) 『「労災保険率適用基準」の補足事項について』(労災保険財政数理室長事務連絡)より抜粋。

死傷病報告 事故型別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



(注)上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「10.1.1 映画製作・配給業」、「10.1.9 その他の映画・演劇業」及び「14.3.9 その他(その他の接客娯楽業)」のデータを合算して作成したものである。

9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業

労災保険の事業の細目

「9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業」(注1)

この分類には、映画配給、映画館、劇場、ゴルフ練習場、野球場、遊戯場、遊園地その他の娯楽施設の提供を行う事業が該当する。

[補足解説] (注2)

映画館、映画劇場、映画サービス、映画配給、劇場、寄席、演芸場、見せ物興行場、曲芸軽業興行場、相撲興行場、競輪場、競馬場、自動車競走場、モーターボート競走場、運動場、公園、庭園、遊園地、遊戯場、碁会所、プレイガイド、つり堀、ヘルスセンター等の事業が本分類に含まれる。

カラオケボックス、インターネットカフェ等、娯楽施設の提供に附帯して、飲食の提供を行う事業は、本分類に含まれる。

ただし、飲食の提供、宿泊サービス等に附帯して、娯楽用品又は娯楽設備の提供を行う事業は、業態により各々該当する事業の種類に分類される。

新規受給者数及び収支状況

	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成 26 年度	13,407	575,987	4,536
平成 27 年度	13,706	576,655	4,583
平成 28 年度	13,785	572,902	4,568

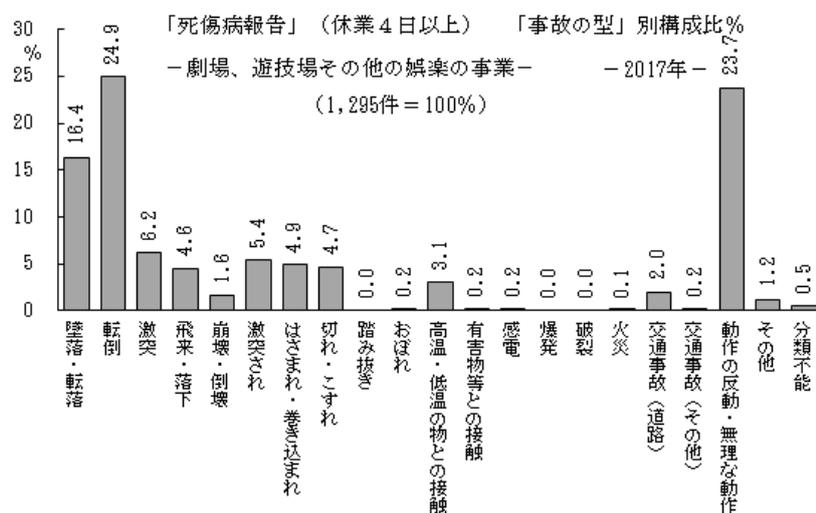
	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成 26 年度	3,277	1,711	12
平成 27 年度	3,222	1,782	7
平成 28 年度	3,235	1,799	7

(注1) 『「労災保険率適用基準」について』(労働基準局長通達)より抜粋。

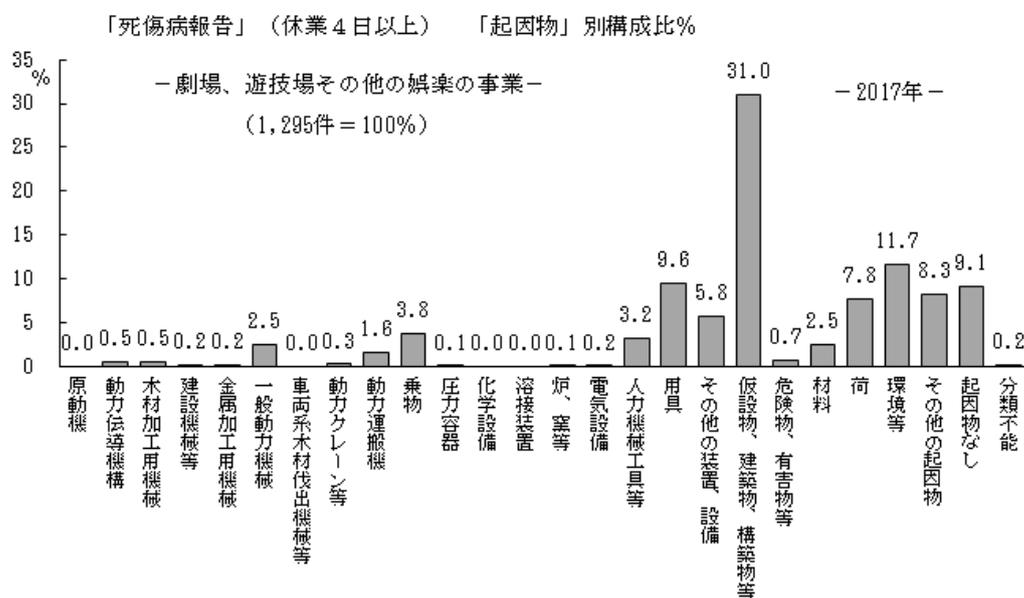
(注2) 『「労災保険率適用基準」の補足事項について』(労災保険財政数理室長事務連絡)より抜粋。

9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業

死傷病報告 事故型別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



(注) 上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「10.1.2 映画館」、「10.1.9 その他の映画・演劇業」、「14.3.2 公園・遊園地」及び「14.3.9 その他(その他の接客娯楽業)」のデータを合算して作成したものである。

9420 洗たく、洗張又は染物の事業

労災保険の事業の細目

「9420 洗たく、洗張又は染物の事業」(注1)

この分類には、洗たく業、リネンサプライ業、洗張業、しみ抜き業、染物業等の身の回りの清潔を保持する事業が該当する。

[補足解説](注2)

洗たく、クリーニング、洗たく物取次、ランドリー、リネンサプライ、貸おむつ、貸タオル、洗張、しみ抜き、染物等の事業は、本分類に含まれる。

新規受給者数及び収支状況

	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成 26 年度	7,539	168,369	1,825
平成 27 年度	7,489	172,625	1,943
平成 28 年度	7,442	174,878	1,996

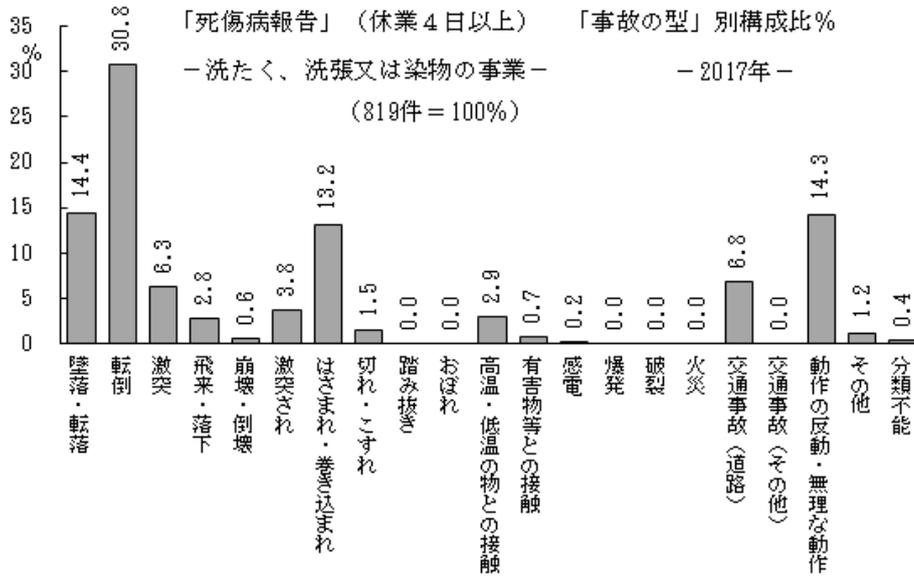
	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成 26 年度	912	1,061	11
平成 27 年度	924	1,118	9
平成 28 年度	940	1,234	6

(注1) 『「労災保険率適用基準」について』(労働基準局長通達)より抜粋。

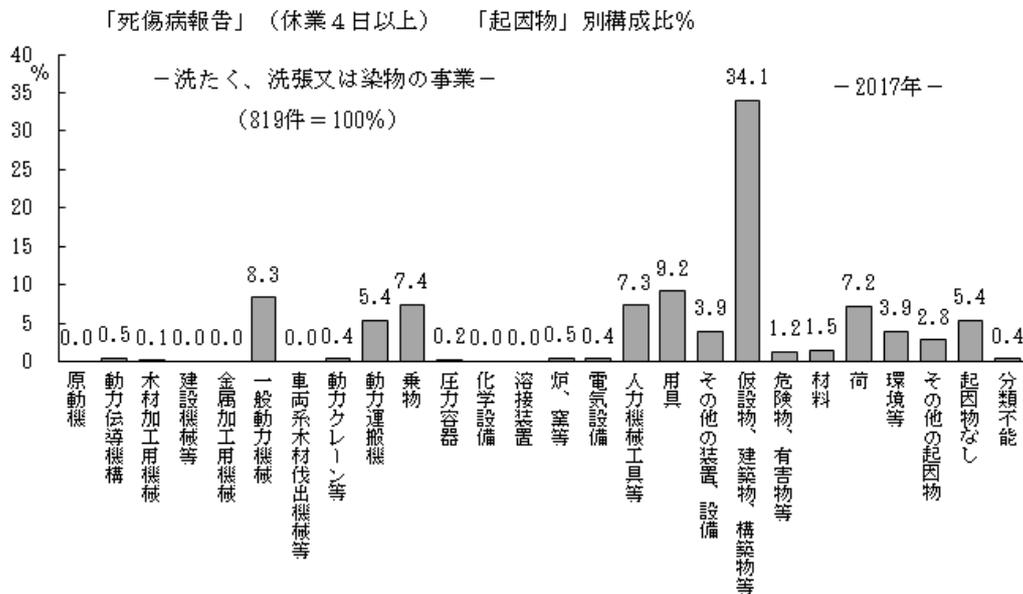
(注2) 『「労災保険率適用基準」の補足事項について』(労災保険財政数理室長事務連絡)より抜粋。

9420 洗たく、洗張又は染物の事業

死傷病報告 事故型別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



(注) 上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「1.17.3 クリーニング業」、「9.2.9 その他の広告・あっせん業」及び「13.3.9 その他(その他の保健衛生業)」のデータを合算して作成したものである。

9421 理容、美容又は浴場の事業

労災保険の事業の細目

「9421 理容、美容又は浴場の事業」(注1)

この分類には、理容業、美容業、浴場業等の身体の清潔を保持するサービスを行う事業が該当する。

[補足解説] (注2)

理容店、美容院、ネイルサロン、エステティックサロン、公衆浴場、特殊浴場等の事業は、本分類に含まれる。

また、手技を用いて心身の緊張を弛緩させるサービスを行うリラクゼーション業は、本分類に含まれる。

トリミングサロンは、愛玩・観賞用動物の清潔を保持するサービスを行う事業であり、本分類に含まれる。

新規受給者数及び収支状況

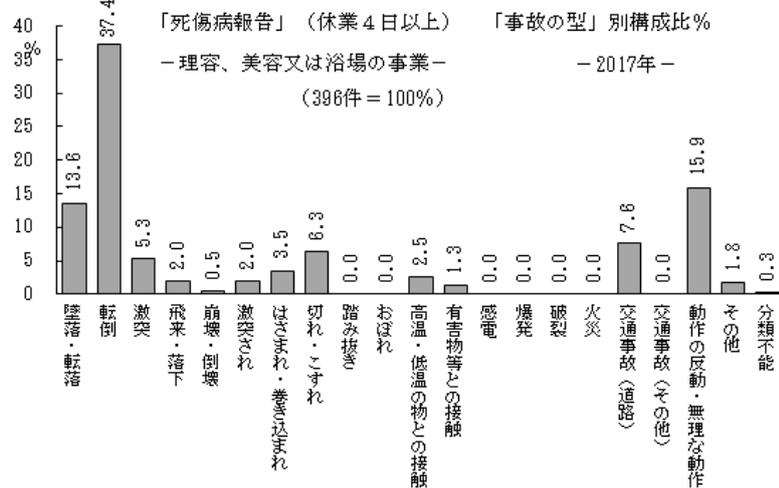
	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成 26 年度	53,370	282,255	1,570
平成 27 年度	55,696	297,527	1,594
平成 28 年度	57,743	307,682	1,635

	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成 26 年度	1,846	533	4
平成 27 年度	1,906	537	2
平成 28 年度	2,002	545	2

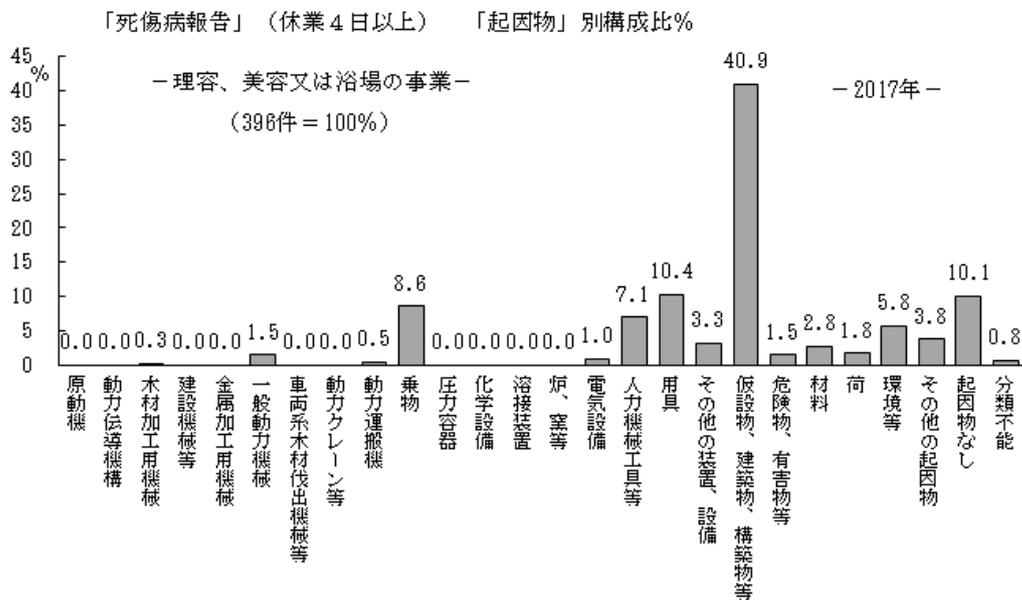
(注1) 『「労災保険率適用基準」について』(労働基準局長通達)より抜粋。

(注2) 『「労災保険率適用基準」の補足事項について』(労災保険財政数理室長事務連絡)より抜粋。

死傷病報告 事故型別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



(注)上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「8.3.1 理容業」、「8.3.2 美容業」、「13.3.1 浴場業」及び「13.3.9 その他(その他の保健衛生業)」のデータを合算して作成したものである。

9422 物品賃貸業

労災保険の事業の細目

「9422 物品賃貸業」(注1)

この分類には、事務用機械、自動車、スポーツ娯楽用品等の各種の物品を賃貸する事業が該当する。

[補足解説] (注2)

事務用機械賃貸業、レンタカー、貸本業、レンタルショップ等の事業は、本分類に含まれる。

新規受給者数及び収支状況

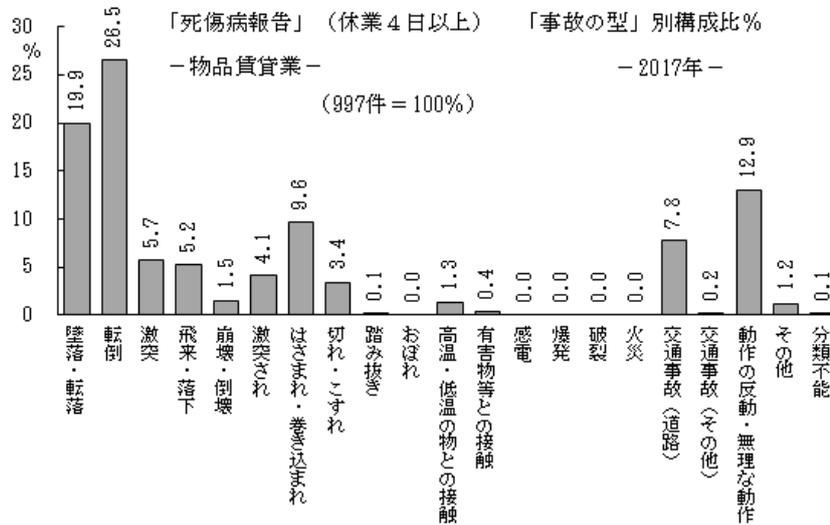
	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成 26 年度	8,902	242,946	2,515
平成 27 年度	9,004	251,142	2,561
平成 28 年度	9,113	253,939	2,786

	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成 26 年度	2,129	1,375	14
平成 27 年度	2,198	1,431	9
平成 28 年度	2,231	1,460	11

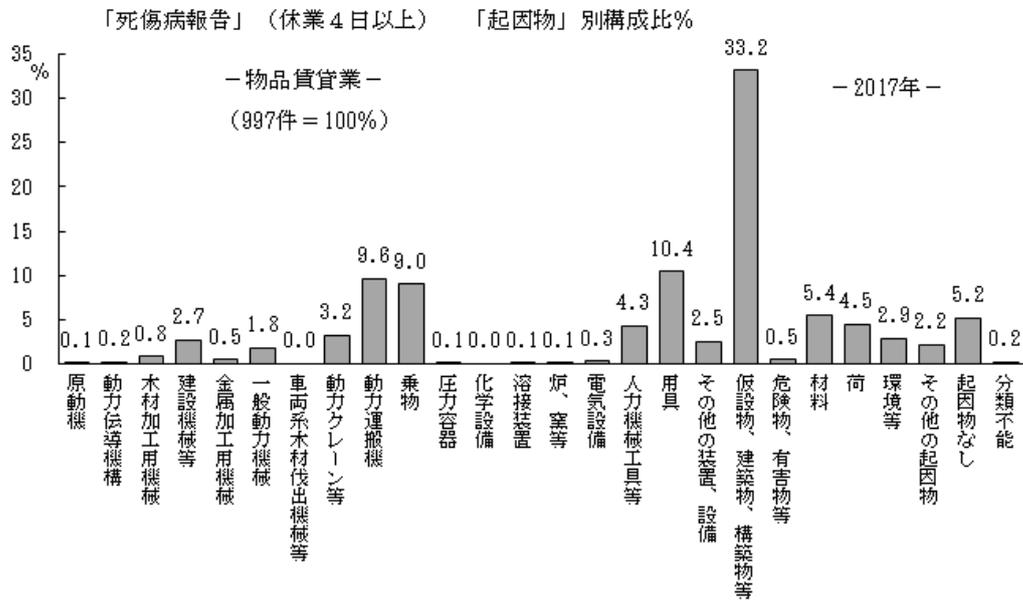
(注1) 『「労災保険率適用基準」について』(労働基準局長通達)より抜粋。

(注2) 『「労災保険率適用基準」の補足事項について』(労災保険財政数理室長事務連絡)より抜粋。

死傷病報告 事故型別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



(注)上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「8.4.9 その他(その他の商業)」のデータにより作成したものである。

9423 写真、物品預り等の事業

労災保険の事業の細目

「9423 写真、物品預り等の事業」(注1)

この分類には、写真業、物品預り業、履物修理業等のサービスを提供する事業が該当する。

[補足解説] (注2)

写真撮影、写真現像・焼付・引伸、フォトサービス、衣服裁縫修理、手荷物預り、荷物一時預り、自転車預り、物品預り等の事業は、本分類に含まれる。

新規受給者数及び収支状況

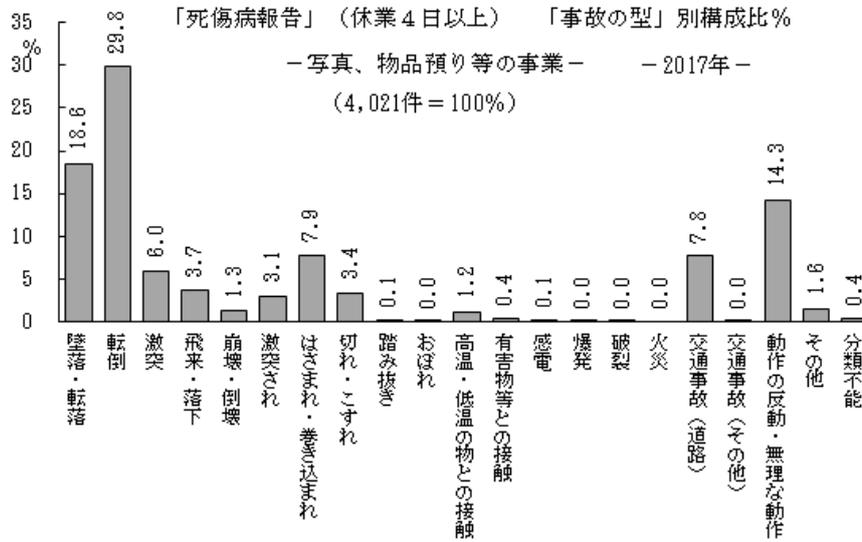
	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成 26 年度	4,397	51,905	379
平成 27 年度	4,408	54,475	354
平成 28 年度	4,444	58,141	376

	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成 26 年度	325	151	1
平成 27 年度	327	140	1
平成 28 年度	340	176	0

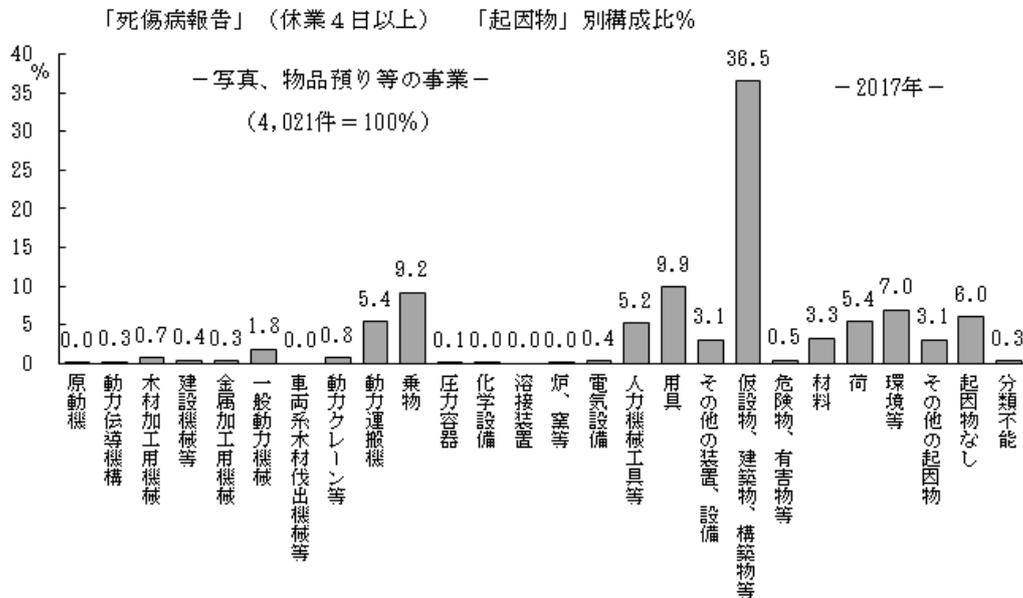
(注1) 『「労災保険率適用基準」について』(労働基準局長通達)より抜粋。

(注2) 『「労災保険率適用基準」の補足事項について』(労災保険財政数理室長事務連絡)より抜粋。

死傷病報告 事故型別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



(注) 上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「17.2.9 その他(その他の事業)」のデータにより作成したものである。

9425 教育業

労災保険の事業の細目

「9425 教育業」(注1)

この分類には、学校、自動車教習所等の教育に関する事業が該当する。

ただし、幼稚園の事業は「(9433) 幼稚園」に、認定こども園の事業は「(9435) 認定こども園」に含まれる。

[補足解説] (注2)

学校、各種学校、学習塾等の教育に関する事業は、本分類に含まれる。

スイミングクラブ、フィットネスクラブ等、商業スポーツ施設等で専門的な指導を行うことを常態とする事業は、本分類に含まれる。

ただし、専門的な指導を行うことを常態とせず、施設、設備等の提供のみを行う事業は本分類には含めず、「9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業」に含める。

新規受給者数及び収支状況

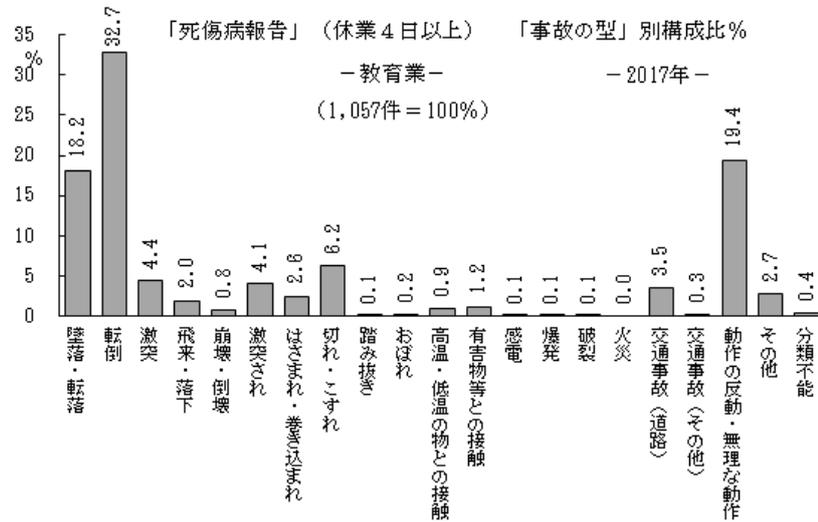
	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成 26 年度	36,153	1,551,492	10,540
平成 27 年度	35,299	1,576,700	9,879
平成 28 年度	36,751	1,616,368	9,834

	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成 26 年度	12,206	2,733	9
平成 27 年度	12,537	2,647	19
平成 28 年度	12,762	2,700	15

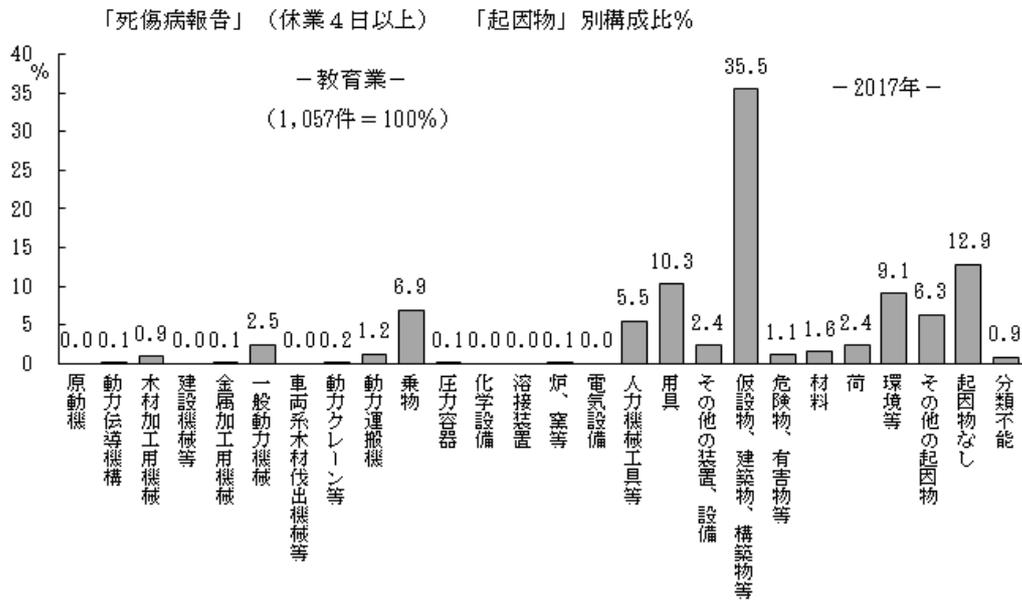
(注1) 『「労災保険率適用基準」について』(労働基準局長通達)より抜粋。

(注2) 『「労災保険率適用基準」の補足事項について』(労災保険財政数理室長事務連絡)より抜粋。

死傷病報告 事故型別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



(注)上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「12.1.1自動車教習所」及び「12.1.9その他の教育研究業」のデータを合算して作成したものである。

9426 研究又は調査の事業

労災保険の事業の細目

「9426 研究又は調査の事業」(注1)

この分類には、学術的研究、試験、開発研究等の調査研究を行う事業が該当する。

[補足解説] (注2)

研究所、調査研究を行う事業は、本分類に含まれる。

新規受給者数及び収支状況

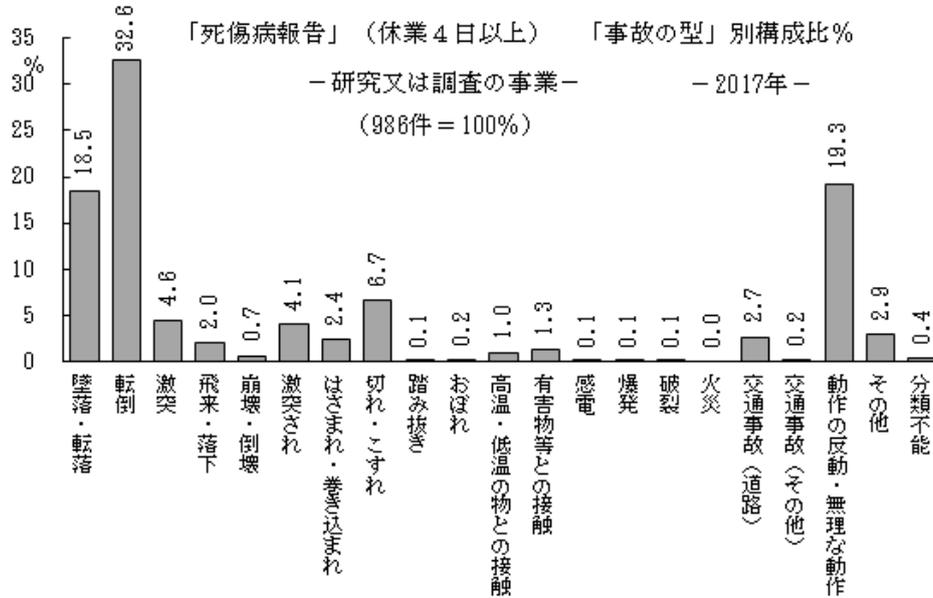
	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成26年度	10,486	331,829	1,941
平成27年度	10,622	340,990	1,919
平成28年度	10,485	358,438	1,911

	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成26年度	4,256	1,148	10
平成27年度	4,467	1,052	14
平成28年度	4,507	1,130	8

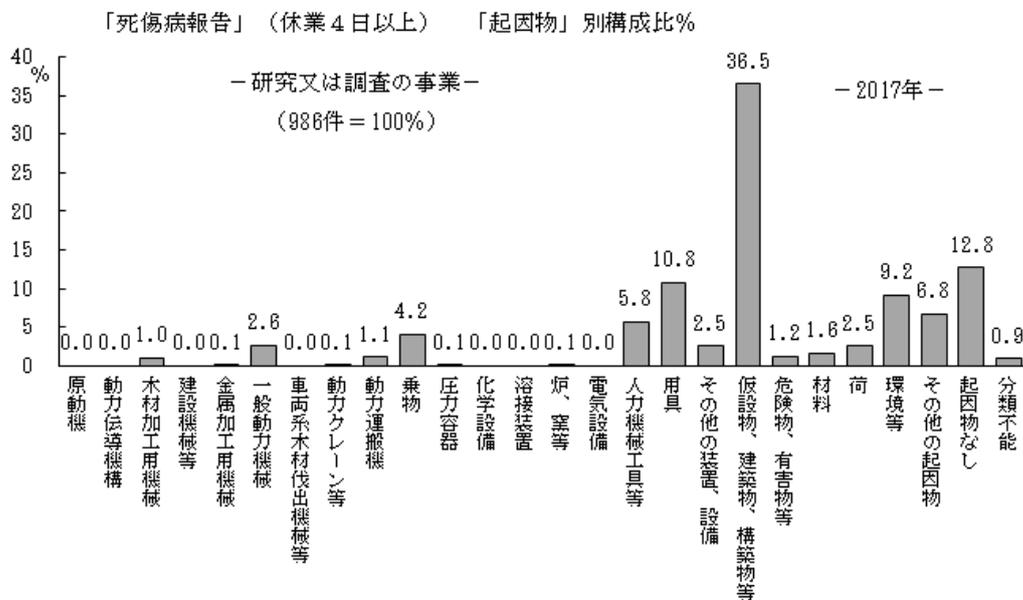
(注1) 『「労災保険率適用基準」について』(労働基準局長通達)より抜粋。

(注2) 『「労災保険率適用基準」の補足事項について』(労災保険財政数理室長事務連絡)より抜粋。

死傷病報告 事故型別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



(注) 上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「12.1.9 その他の教育研究業」のデータにより作成したものである。

9431 医療業

労災保険の事業の細目

「9431 医療業」(注1)

この分類には、病院、一般診療所、歯科診療所、助産所、看護業、療術業等の医療及び保健衛生に関するサービスを行う事業が該当する。

[補足解説] (注2)

歯科技工所並びにあん摩マッサージ指圧師、針師、灸師及び柔道整復師の施術所は、本分類に含まれる。

また、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事を行う動物病院は、本分類に含まれる。

新規受給者数及び収支状況

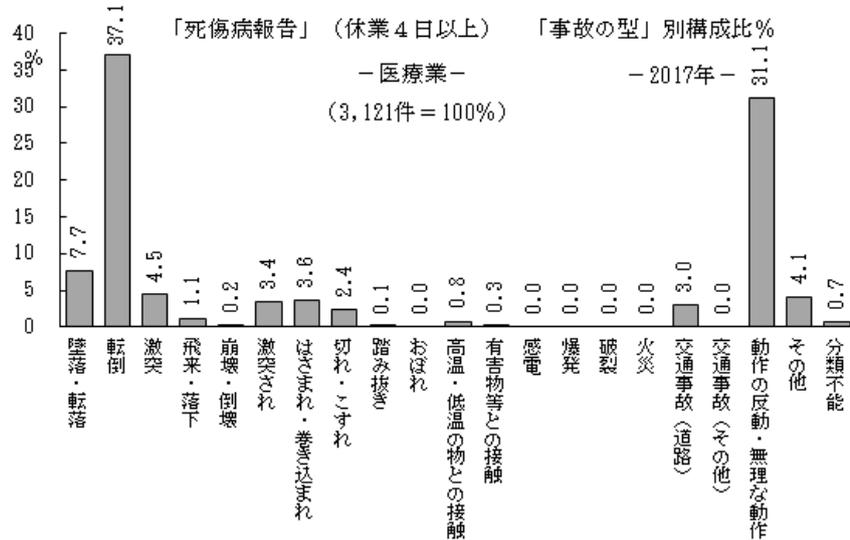
	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成26年度	116,842	3,054,586	36,531
平成27年度	161,399	3,222,666	38,555
平成28年度	163,917	3,306,679	39,593

	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成26年度	29,070	6,313	26
平成27年度	31,062	6,292	16
平成28年度	32,242	6,903	15

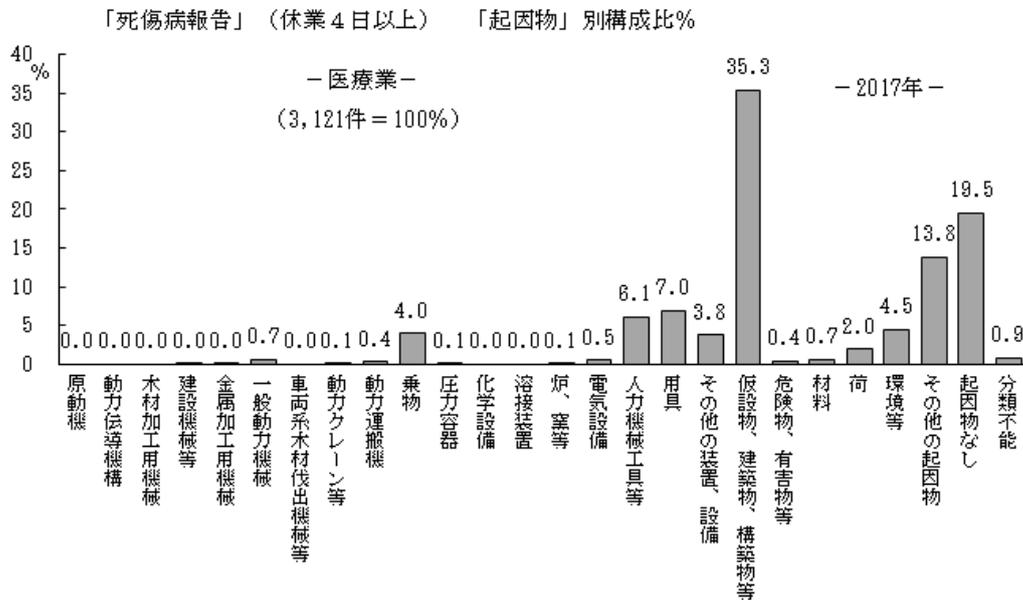
(注1) 『「労災保険率適用基準」について』(労働基準局長通達)より抜粋。

(注2) 『「労災保険率適用基準」の補足事項について』(労災保険財政数理室長事務連絡)より抜粋。

死傷病報告 事故型別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



(注) 上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「13.1.1 病院」、「13.1.2 一般診療所」及び「13.1.9 その他医療保健業」のデータを合算して作成したものである。

9432 社会福祉又は介護事業

労災保険の事業の細目

「9432 社会福祉又は介護事業」(注1)

この分類には、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業等の社会福祉及び介護に関するサービスを行う事業が該当する。

ただし、保育所の事業は「(9434) 保育所」に、認定こども園の事業は「(9435) 認定こども園」に含まれる。

[補足解説] (注2)

学童保育、放課後児童クラブ等の名称で行う放課後児童健全育成事業は、本分類に含まれる。

新規受給者数及び収支状況

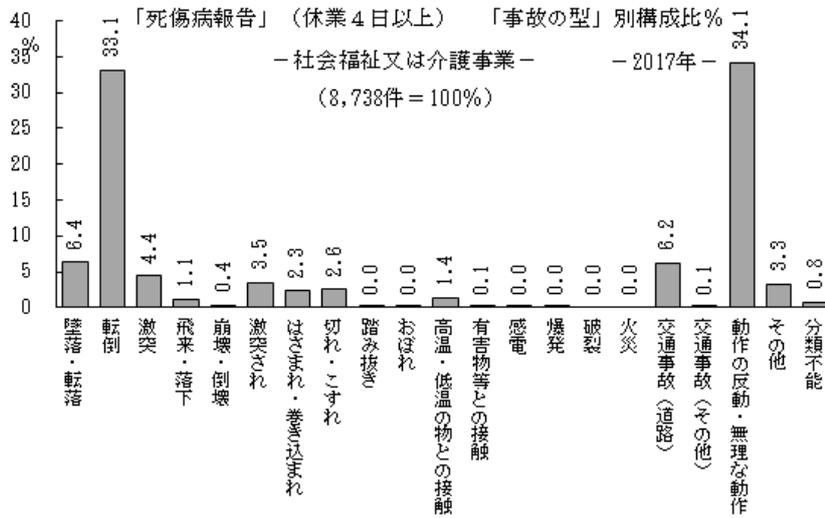
	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成 26 年度	58,773	2,455,081	24,783
平成 27 年度	70,744	2,336,156	29,526
平成 28 年度	74,300	2,462,536	31,664

	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成 26 年度	15,595	6,624	24
平成 27 年度	16,591	7,923	25
平成 28 年度	17,885	8,791	19

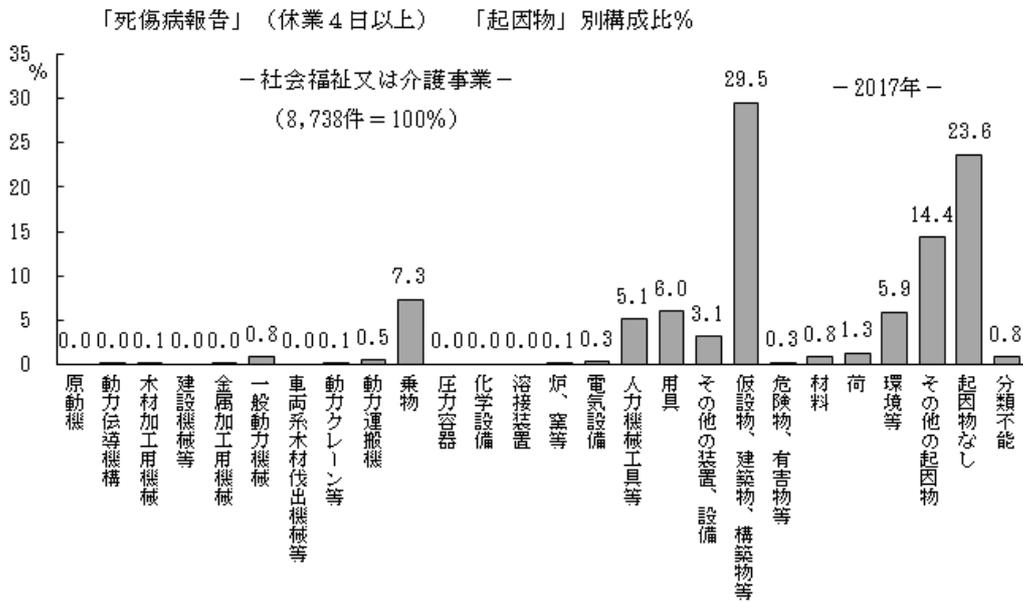
(注1) 『「労災保険率適用基準」について』(労働基準局長通達)より抜粋。

(注2) 『「労災保険率適用基準」の補足事項について』(労災保険財政数理室長事務連絡)より抜粋。

死傷病報告 事故型別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



(注) 上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「13.2.1 社会福祉施設」のデータにより作成したものである。

9433 幼稚園

労災保険の事業の細目

「9433 幼稚園」(注)

この分類には、幼稚園の事業が該当する。

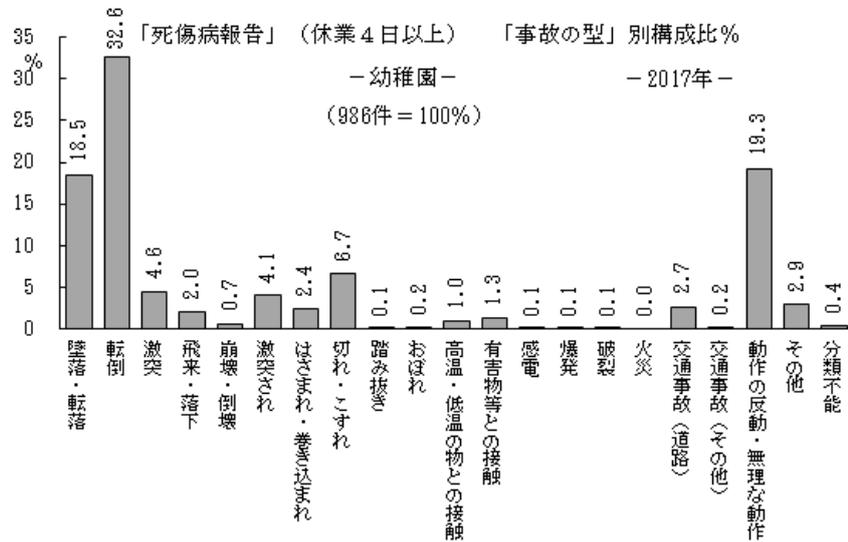
新規受給者数及び収支状況

	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成 26 年度	3,741	69,274	505
平成 27 年度	5,440	71,057	987
平成 28 年度	5,368	72,811	1,258

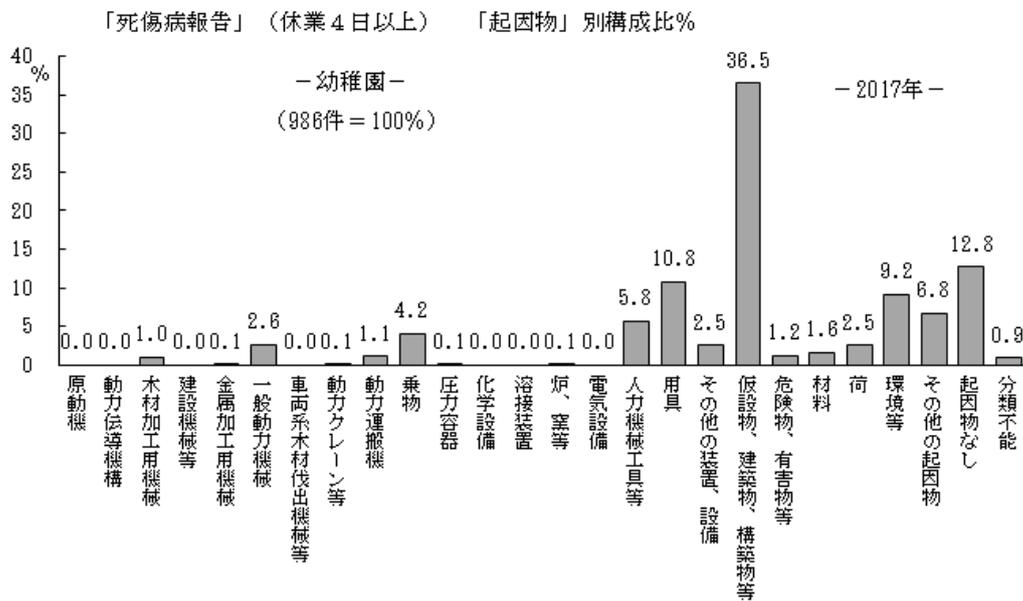
	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成 26 年度	504	91	2
平成 27 年度	519	170	0
平成 28 年度	549	202	1

(注) 『「労災保険率適用基準」について』(労働基準局長通達)より抜粋。

死傷病報告 事故型別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



(注) 上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「12.1.9 その他の教育研究業」のデータにより作成したものである。

9434 保育所

労災保険の事業の細目

「9434 保育所」(注)

この分類には、保育所の事業が該当する。

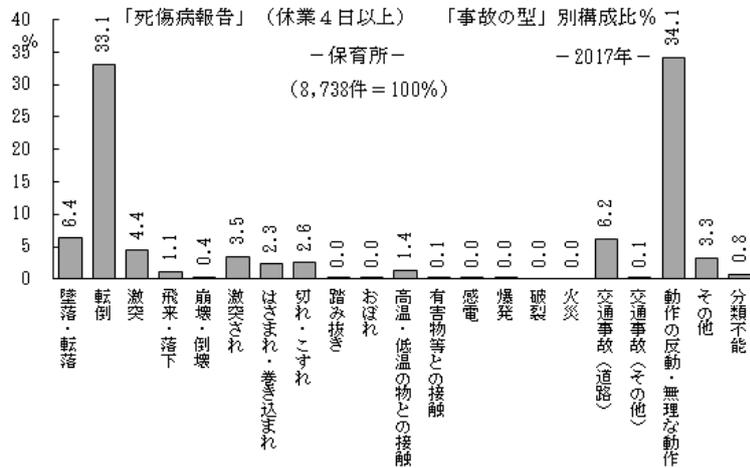
新規受給者数及び収支状況

	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成 26 年度	11,153	283,019	2,078
平成 27 年度	15,317	306,573	4,038
平成 28 年度	15,883	325,244	5,015

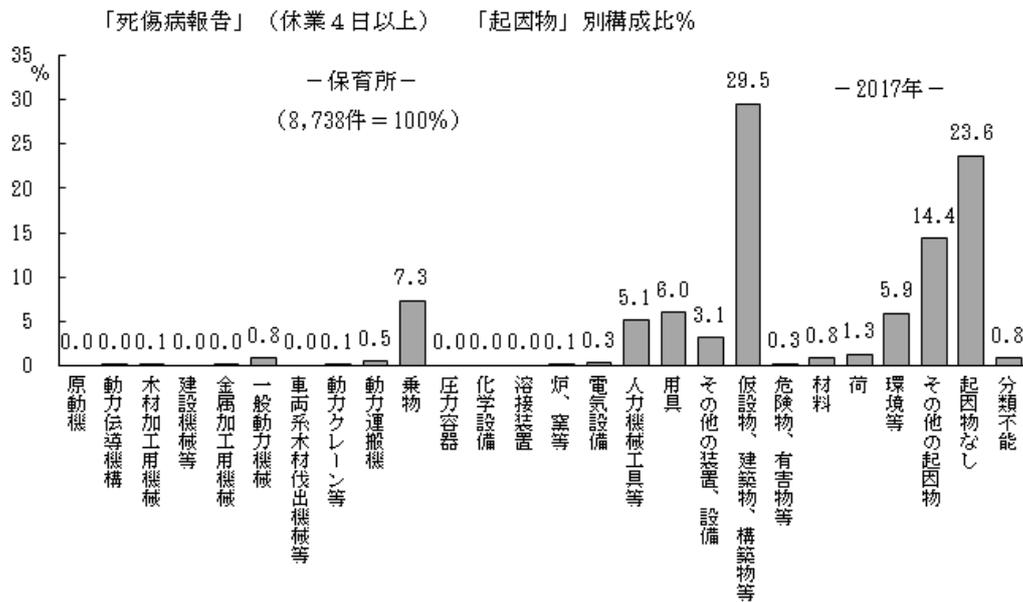
	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成 26 年度	2,054	309	0
平成 27 年度	2,160	603	2
平成 28 年度	2,360	737	2

(注) 『「労災保険率適用基準」について』(労働基準局長通達)より抜粋。

死傷病報告 事故型別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



(注)上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「13.2.1 社会福祉施設」のデータにより作成したものである。

9435 認定こども園

労災保険の事業の細目

「9435 認定こども園」(注)

この分類には、認定こども園の事業が該当する。

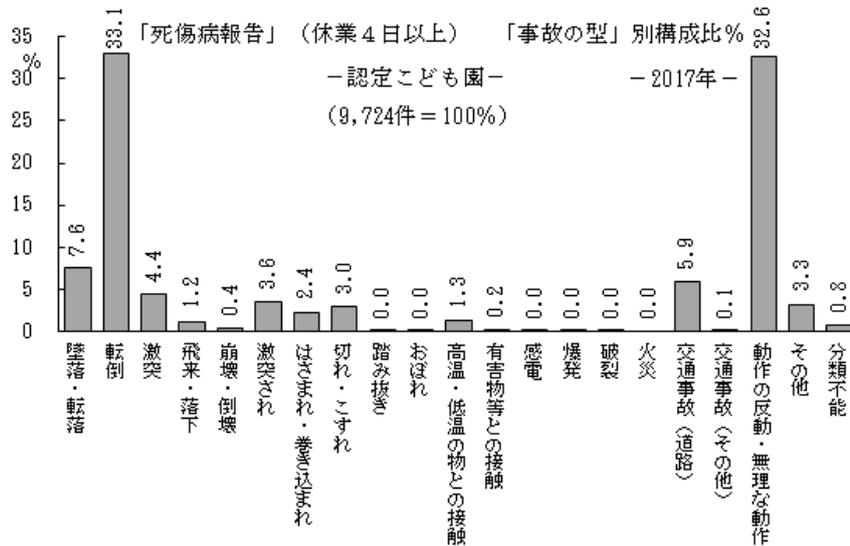
新規受給者数及び収支状況

	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成 26 年度	931	18,764	237
平成 27 年度	1,546	25,523	358
平成 28 年度	1,781	32,191	530

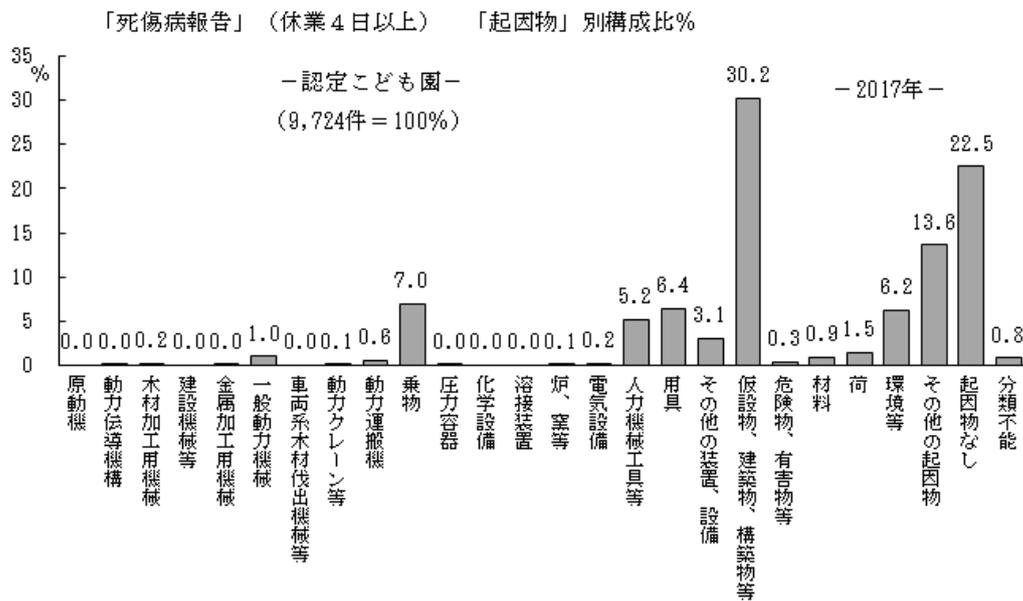
	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成 26 年度	144	41	0
平成 27 年度	196	54	0
平成 28 年度	260	93	0

(注) 『「労災保険率適用基準」について』(労働基準局長通達)より抜粋。

死傷病報告 事故型別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



(注) 上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「12.1.9 その他の教育研究業」及び「13.2.1 社会福祉施設」のデータを合算して作成したものである。

9436 情報サービス業

労災保険の事業の細目

「9436 情報サービス業」(注)

この分類には、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業等の情報サービス業及びインターネット付随サービス業の事業が該当する。

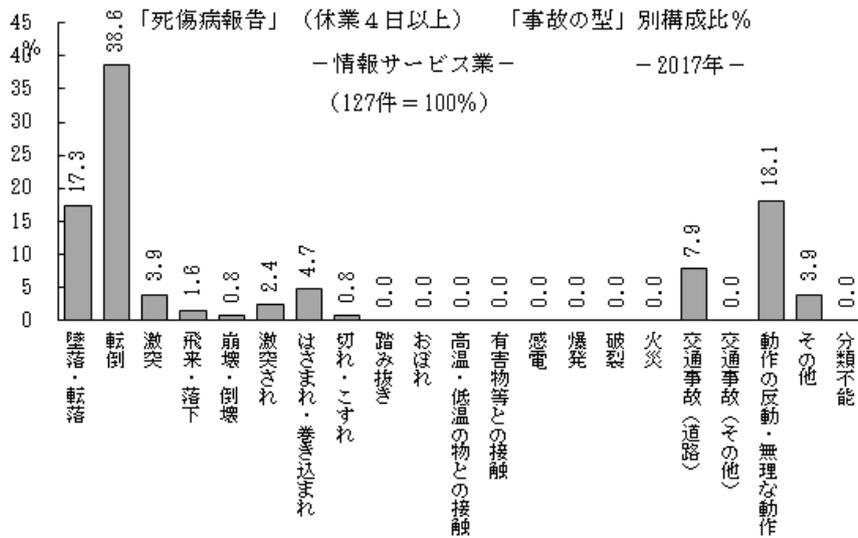
新規受給者数及び収支状況

	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成 26 年度	29,914	1,054,065	979
平成 27 年度	33,717	1,078,014	1,534
平成 28 年度	35,716	1,140,498	1,669

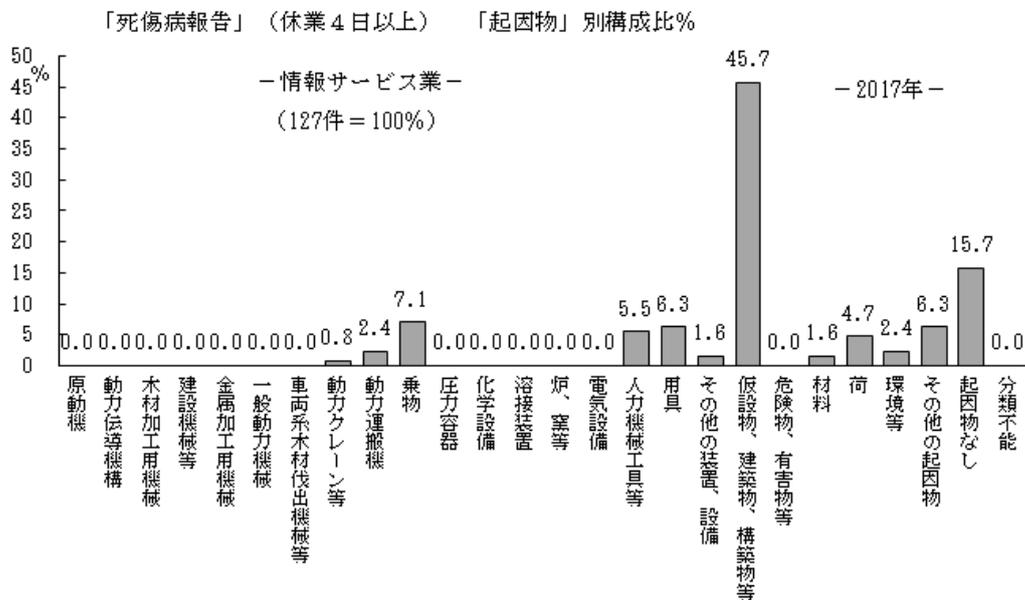
	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成 26 年度	13,188	532	6
平成 27 年度	13,829	948	13
平成 28 年度	14,587	797	9

(注) 『「労災保険率適用基準」について』(労働基準局長通達)より抜粋。

死傷病報告 事故型別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比 ※出典：労働者死傷病報告



(注)上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「12.1.2 ソフトウェア業」及び「17.2.2 情報処理サービス業」のデータを合算して作成したものである。

9416 前各項に該当しない事業

労災保険の事業の細目

「9416 前各項に該当しない事業」(注1)

この分類には、その他の各種事業のうち前各項に該当しない事業が該当する。

なお、各種会社の本社、支社等の事務所、実業団体、労働団体、学術文化団体等の非営利団体、在日外国公館、検数業、代理商、仲立業、法律事務所、会計事務所、設計事務所等の専門サービス及び神社、寺院、教会等の宗教等の事業は、本分類に含まれる。

[補足解説] (注2)

ペットホテルは、ペットの預かり、清潔保持、運動等の各種サービスを複合的に行う事業であり、本分類に含まれる。

新規受給者数及び収支状況

	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成 26 年度	434,309	8,960,196	45,119
平成 27 年度	438,966	9,136,917	42,902
平成 28 年度	447,755	9,378,156	44,350

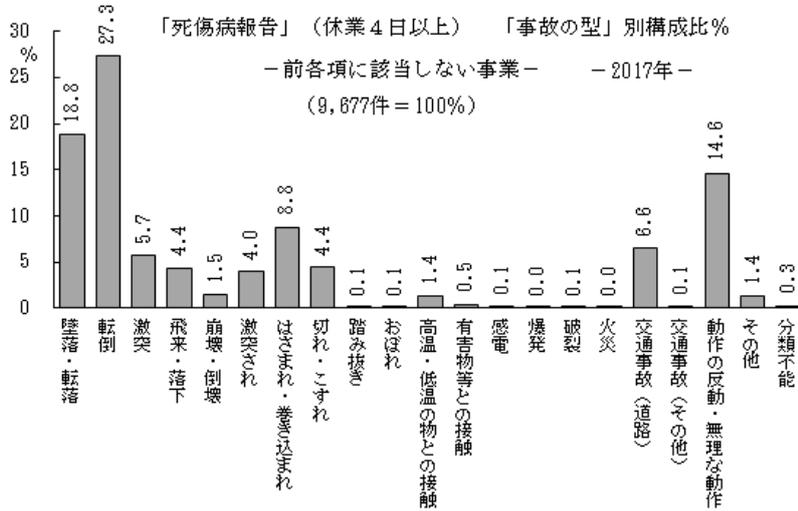
	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成 26 年度	98,811	38,207	237
平成 27 年度	102,064	37,639	233
平成 28 年度	105,196	38,091	239

(注1) 『「労災保険率適用基準」について』(労働基準局長通達)より抜粋。

(注2) 『「労災保険率適用基準」の補足事項について』(労災保険財政数理室長事務連絡)より抜粋。

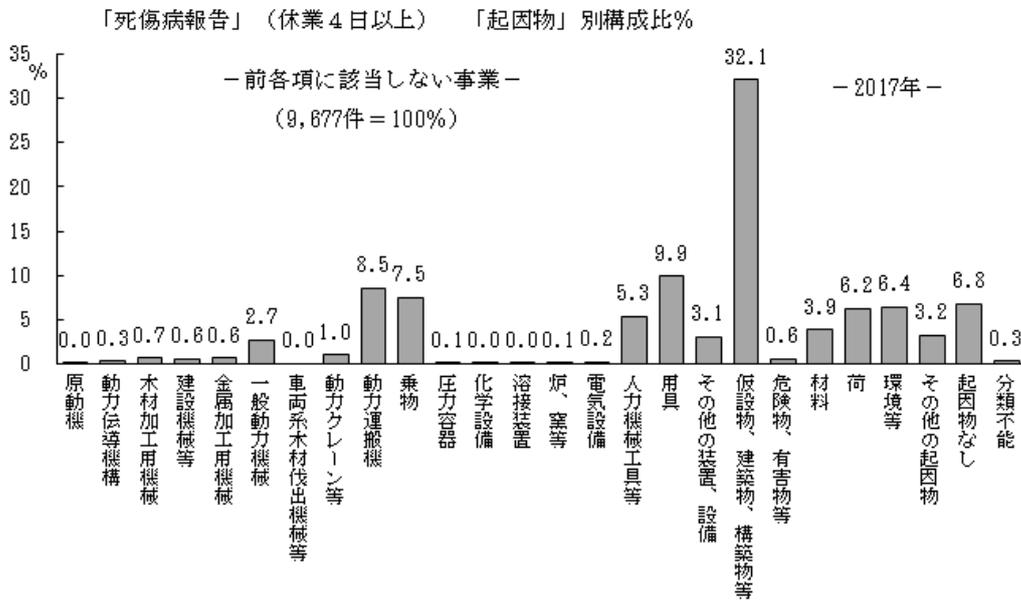
死傷病報告 事故型別構成比

※出典：労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比

※出典：労働者死傷病報告



(注) 上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「8.1.9 その他の卸売業」、「8.4.9 その他(その他の商業)」、「9.2.9 その他の広告・あつせん業」、「12.1.9 その他の教育研究業」、「14.3.9 その他(その他の接客娯楽業)」、「16.1.1 官公署」及び「17.2.9 その他(その他の事業)」のデータを合算して作成したものである。

(参考)「9416 前各項に該当しない事業」の内訳

平成 26 年経済センサス基礎調査によると、「9416 前各項に該当しない事業」に対応する日本標準産業分類として考えられるものの規模は、以下のとおりとなっている。

番号	日本標準産業分類	事業所数	従業者数	雇用者数
48	運輸に附帯するサービス業	6,623	114,772	114,626
55	その他の卸売業	48,234	397,352	388,434
72	専門サービス業（他に分類されないもの）	97,665	502,600	424,500
74	技術サービス業（他に分類されないもの）	69,531	600,517	580,849
79	その他の生活関連サービス業	37,529	296,468	280,692
85	社会保険・社会福祉・介護事業	2,677	59,947	59,947
86	郵便局	23,678	321,879	317,938
87	協同組合（他に分類されないもの）	11,017	182,511	182,511
92	その他の事業サービス業	43,875	960,453	956,500
93	政治・経済・文化団体	50,000	275,840	275,840
94	宗教	93,112	264,942	263,261
**0	管理、補助的経済活動を行う事業所	31,781	863,926	863,767
91	職業紹介・労働者派遣業	13,199	879,522	879,338
	計	528,921	5,720,729	5,588,203

(注1) 雇用者数＝常用雇用者数＋臨時雇用者数＋有給役員数としている。

(注2) 日本標準産業分類（小分類）のうち「9416 前各項に該当しない事業」に対応するものを選定し、中分類単位で集計したものであり、経済センサス結果（中分類）とは一致しない。

(注3) 労災保険においては、労働者派遣事業の適用業種は一意に定めていないものの、「9416」に格付けられている事業場も多いことから、ここに記載している。

(注4) 労災保険には、複数の事業場の保険関係を本社等の一箇所に集約する「継続一括」の仕組みがあるため、上の表に掲げていない日本標準産業分類（中分類）に格付けられている事業所の労働者も、「9416 前各項に該当しない事業」に計上されている場合がある。

安全衛生統計の分類と労災保険率適用事業細目の対応関係

安全衛生統計の分類		労災保険率適用事業細目																
		9411	9412	9418	9419	9420	9421	9422	9423	9425	9426	9431	9432	9433	9434	9435	9436	9416
		3	1	3	4	3	4	1	1	2	1	3	1	1	1	2	2	7
1.17.3	クリーニング業	1				○												
8.1.9	その他の卸売業	1																○
8.3.1	理容業	1					○											
8.3.2	美容業	1					○											
8.4.9	その他（その他の商業）	2						○										○
9.2.1	旅行業	1	○															
9.2.9	その他の広告・あっせん業	3	○			○												○
10.1.1	映画製作・配給業	1		○														
10.1.2	映画館	1			○													
10.1.9	その他の映画・演劇業	2		○	○													
12.1.1	自動車教習所	1								○								
12.1.2	ソフトウェア業	1															○	
12.1.9	その他の教育研究業	5								○	○			○		○		○
13.1.1	病院	1										○						
13.1.2	一般診療所	1										○						
13.1.9	その他の医療保健業	1										○						
13.2.1	社会福祉施設	3											○		○	○		
13.3.1	浴場業	1					○											
13.3.9	その他（その他の保健衛生業）	2				○	○											
14.3.2	公園・遊園地	1			○													
14.3.9	その他（その他の接客娯楽業）	3		○	○													○
16.1.1	官公署	1																○
17.2.2	情報処理サービス業	1															○	
17.2.9	その他（その他の事業）	4	○	○					○									○

※本資料は、検討会資料として事務局が作成したものである。

「労災保険の業種区分に係る検討会」業界ヒアリングについて（案）

「労災保険率の設定に関する基本方針」（平成 17 年 3 月 25 日制定）（抄）

1 業種別の設定

労災保険率は、業種別に設定する。

労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の種類性のある業種グループ等に着目して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することとする。

その際には、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等について斟酌しつつ、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等をも勘案する。

ヒアリングの目的

行政が保有する、労災保険の業種別統計や労働安全衛生統計等ではとらえきれない業界の実態を把握することで、「労災保険率の設定に関する基本方針」に基づく業種区分の検討材料とする。

ヒアリングの対象

以下の業界に対して協力を要請することが考えられる。

- （例） 9425 教育業
- 9431 医療業
- 9432 社会福祉又は介護事業
- 9433 幼稚園
- 9434 保育所
- 9435 認定こども園
- 9436 情報サービス業

労災保険の業種区分に係る検討会における業界へのヒアリング項目（案）

< 1. 業界の組織状況等について¹>

- 貴団体の活動内容、構成員
- 貴団体の組織状況、事業者の加入状況、団体としての規模及び今後の見通し（会員事業者数、従業員数（年齢構成に特徴があればその点についても））
- 他の同業団体の状況
- 貴団体と他の団体との協力等の関係（同業、他業²ともに）

< 2. 業界における作業態様等について>

- 業界における作業態様（内容、工程、設備、分業・シフト体制等）
- 従事者の主な職業構成³（直接雇用、派遣、業務委託、ボランティア等）

< 3. 労働災害の発生状況について>

- 労働災害の発生状況（把握の有無、統計の所在、発生件数）
- 主な労働災害の種類（型、原因、発生に至る経緯）と、被災者の属性
- 従業員以外の被災状況⁴（派遣労働者、委託業者、ボランティア、顧客等が事業場内で被災する場合等）
- いわゆる「職業病」⁵的なものの有無

< 4. 労働災害防止対策について>

- 労働災害防止対策として取り組んでいること
 - ・業界として取り組んでいること
 - ・業界内の事業主が取り組んでいること（代表的な事例等）
- 労働災害防止対策の好事例
- 業界として今後取り組む予定の（取り組みたい）労働災害防止対策
- 業界内の事業主が行う労働災害防止対策を推進するため業界団体として取り組んでいること

< 5. その他>

¹ 労働災害防止インセンティブが有効に機能しやすい環境にあるか否かを確認する。

² 作業態様に若干の差違があったとしても、一体的に労働災害防止活動の取り組みが可能であれば、広い意味で同質の集団ととらえることもできるため、業界横断的な活動状況についても確認する。

³ 直接雇用されている従業員のみならず、事業活動に参画する各関係者の役割や作業態様等を把握することで、当該業界における労働災害に係るリスク構造が、より鮮明になると考えられる。

⁴ 従業員も同様の被災リスクに直面している可能性がある。

⁵ 業界における労働災害に係るリスク構造を特徴付けるものであると共に、同種の課題に直面している業界が横断的に取り組めるかについての検討材料にもなる。